

市場の公正性・透明性の確保に向けた 証券取引等監視委員会の活動と 開示規制違反への対応

令和6(2024)年8月22日 日本監査役協会講演

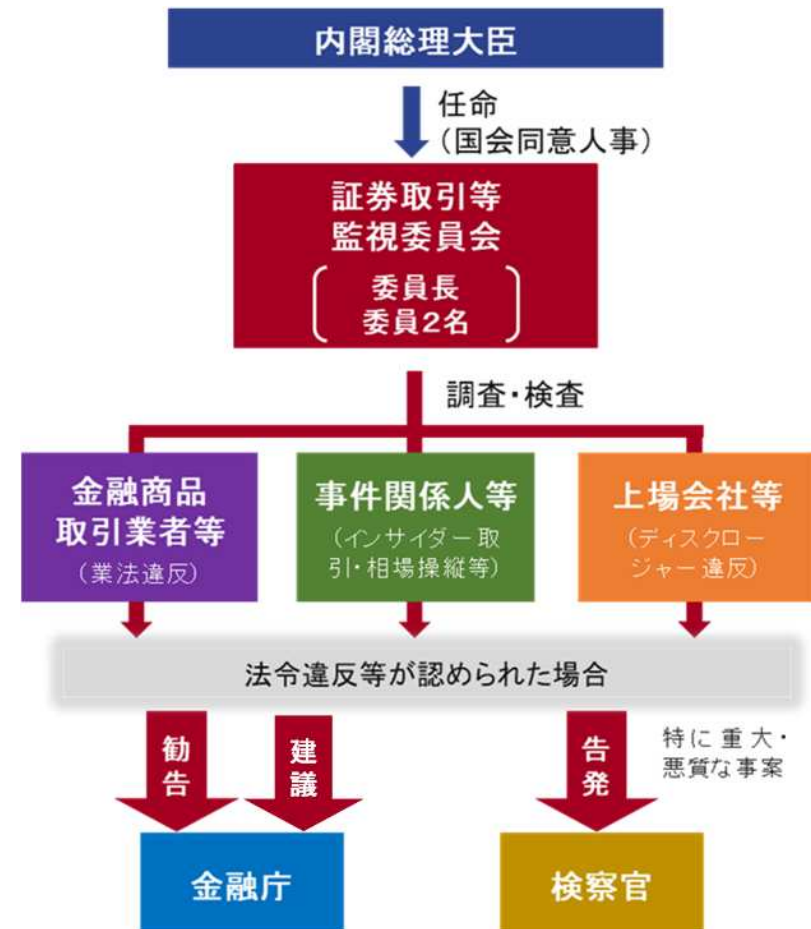
証券取引等監視委員会
委員長 中原 亮一

I. 証券取引等監視委員会について	・・・ P2
II. 証券取引等監視委員会の活動状況及び近時の事例	・・・ P11
(1)市場分析審査の概要	
(2)証券モニタリングの概要	
(3)無登録業者への取組み	
(4)不公正取引の調査の概要(取引調査)	
(5)不公正取引の調査の概要(国際取引等調査)	
(6)犯則調査の概要	
III. 開示検査の取組み	・・・ P40
IV. 近時の開示検査の実績	・・・ P47
V. 開示の適正確保のためのメッセージ	・・・ P58

I . 証券取引等監視委員会について

証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成 4 年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



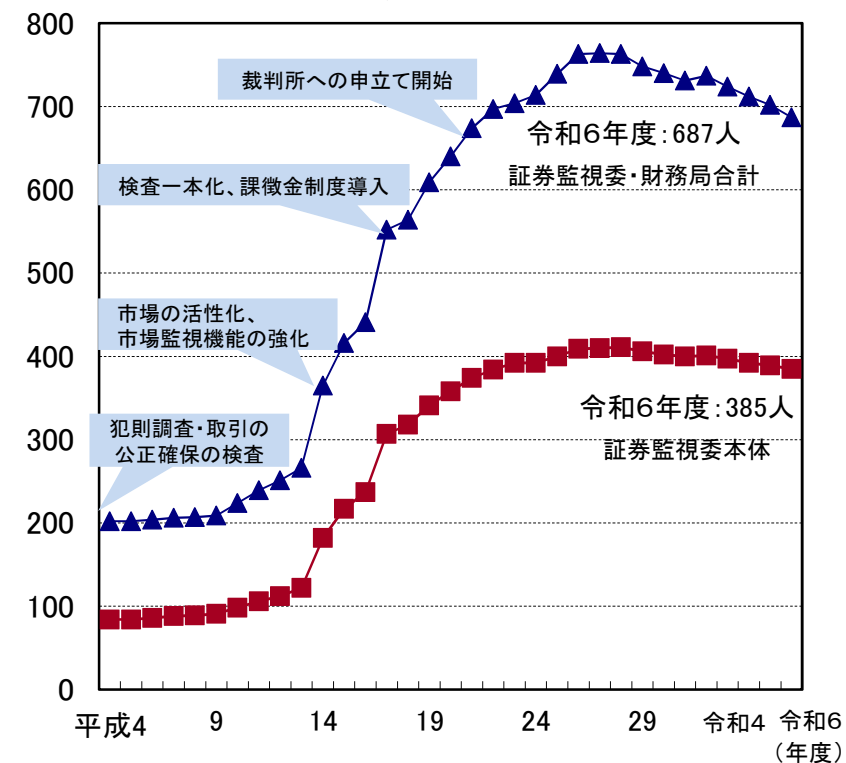
証券取引等監視委員会の機構・定員

- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は687名（令和6年度定員。うち、証券監視委は385名）



定員(人)

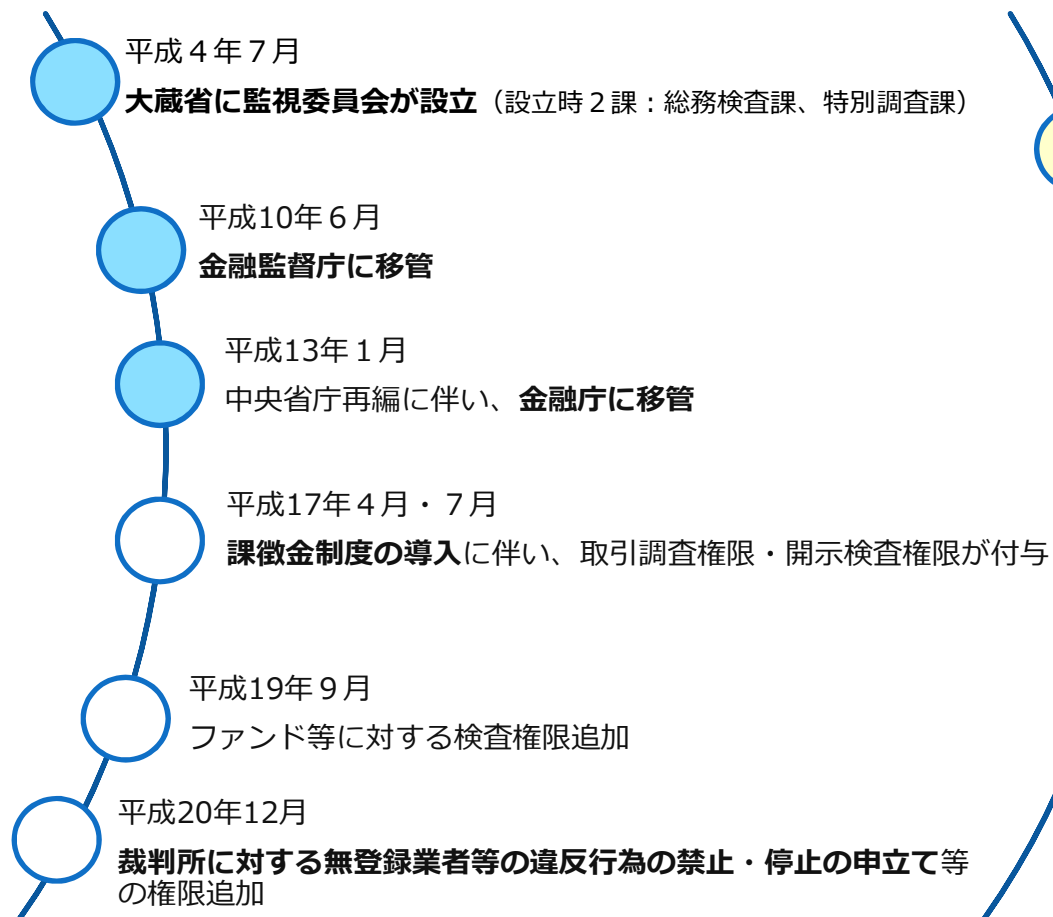
定員の推移



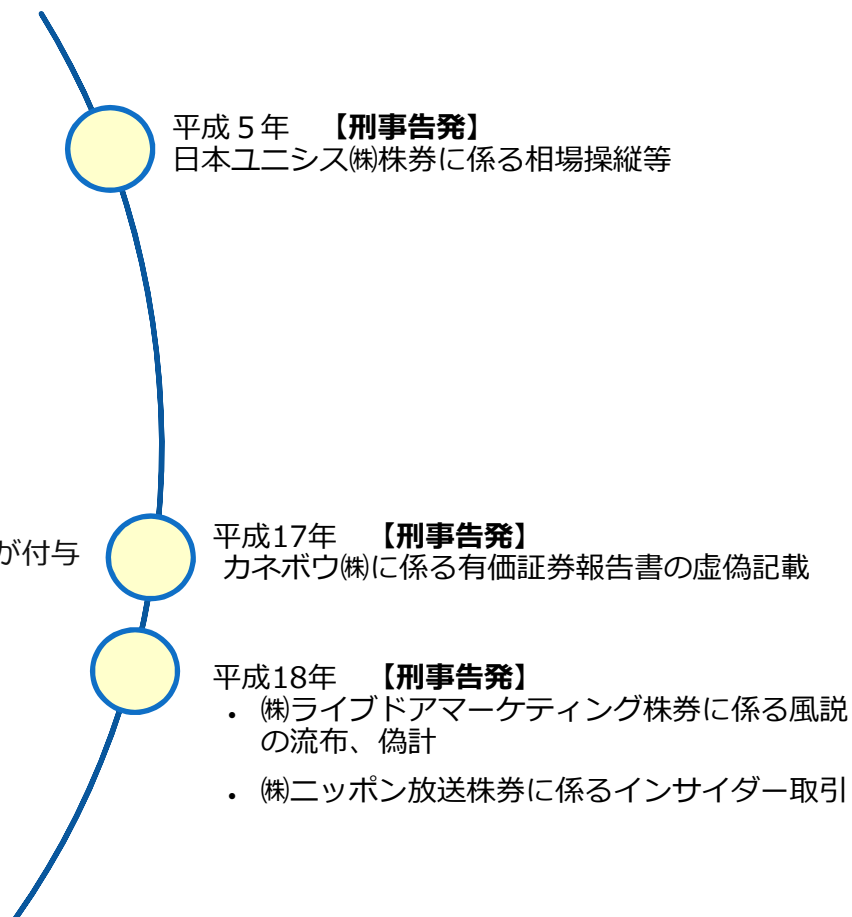
(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、
行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

<監視委員会の体制等の変遷>

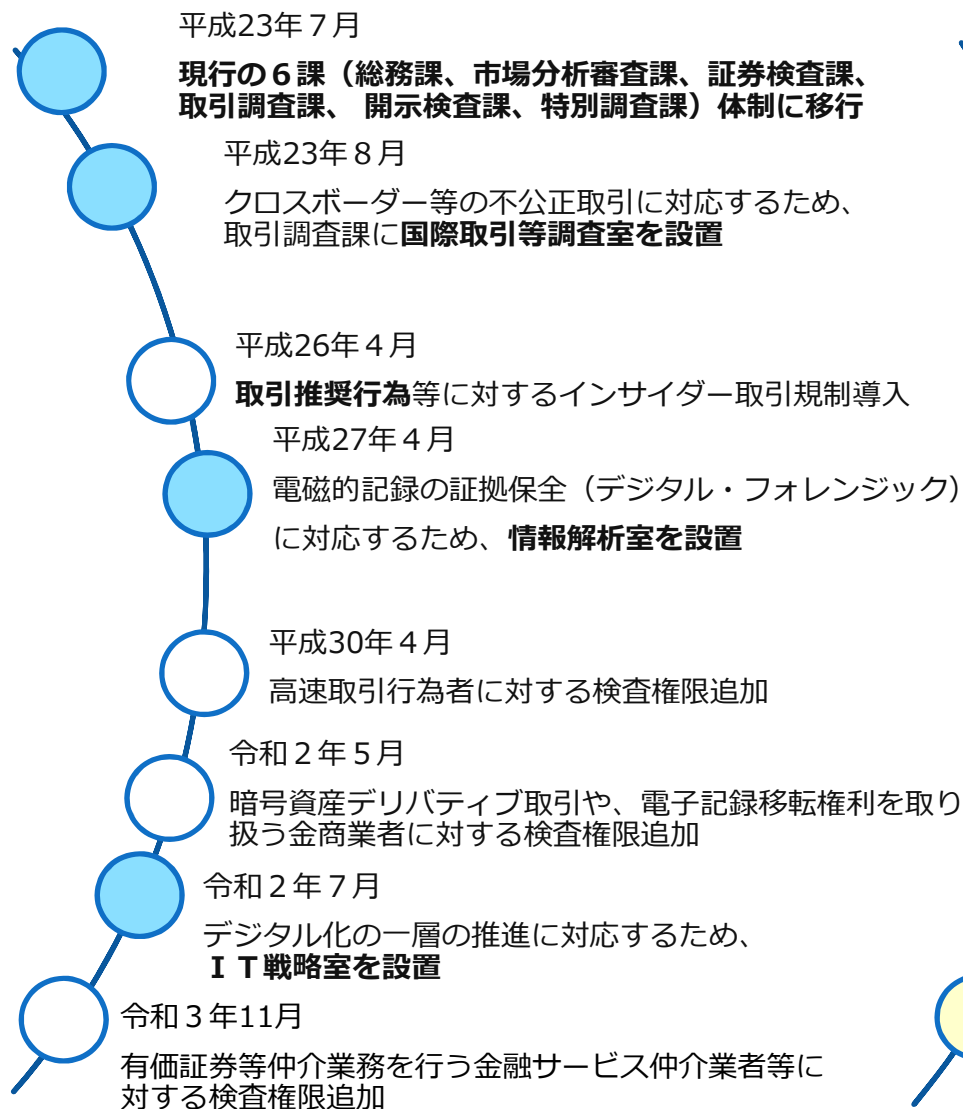


<主な出来事・活動>

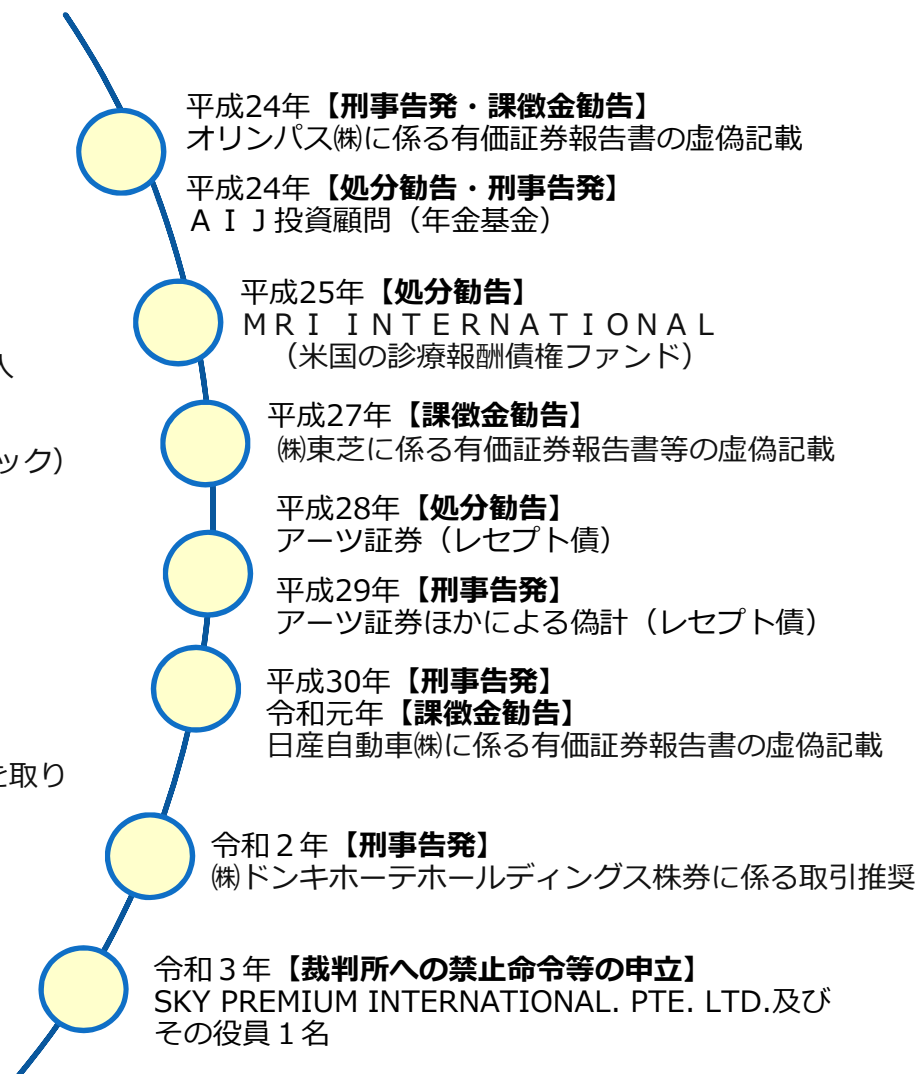


(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡②

<監視委員会の体制等の変遷>



<主な出来事・活動>



(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡③

<監視委員会の体制等の変遷>

令和4年4月

国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、
国際証券検査室を設置

令和6年7月

海外当局との協力推進、国際的な取引に関する情報
収集・分析等のため、
国際取引等分析室を設置

<主な出来事・活動>

令和4年【**刑事告発・処分勧告**】

SMBC日興証券(株)
(相場操縦、銀証ファイアーウォール規制違反)

令和5年【**処分勧告**】

ちばぎん証券(株)ほか2先 (適合性原則)

令和5年【**処分勧告**】

(株)SBI証券 (作為的相場形成)

令和5年【**刑事告発**】

(株)プロルート丸光に係る有価証券報告書の虚偽記載並
びに同社株券に係る風説の流布及び偽計

令和6年【**処分勧告**】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)、モルガン・ス
タンレーMUFG証券(株)、(株)三菱UFJ銀行
(銀証ファイアーウォール規制違反)

(参考) 金融庁設置法・金融商品取引法

金融庁設置法（抄）

(証券取引等監視委員会)

第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法（中略）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

金融商品取引法（抄）

(目的)

第一条 この法律は、

企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、

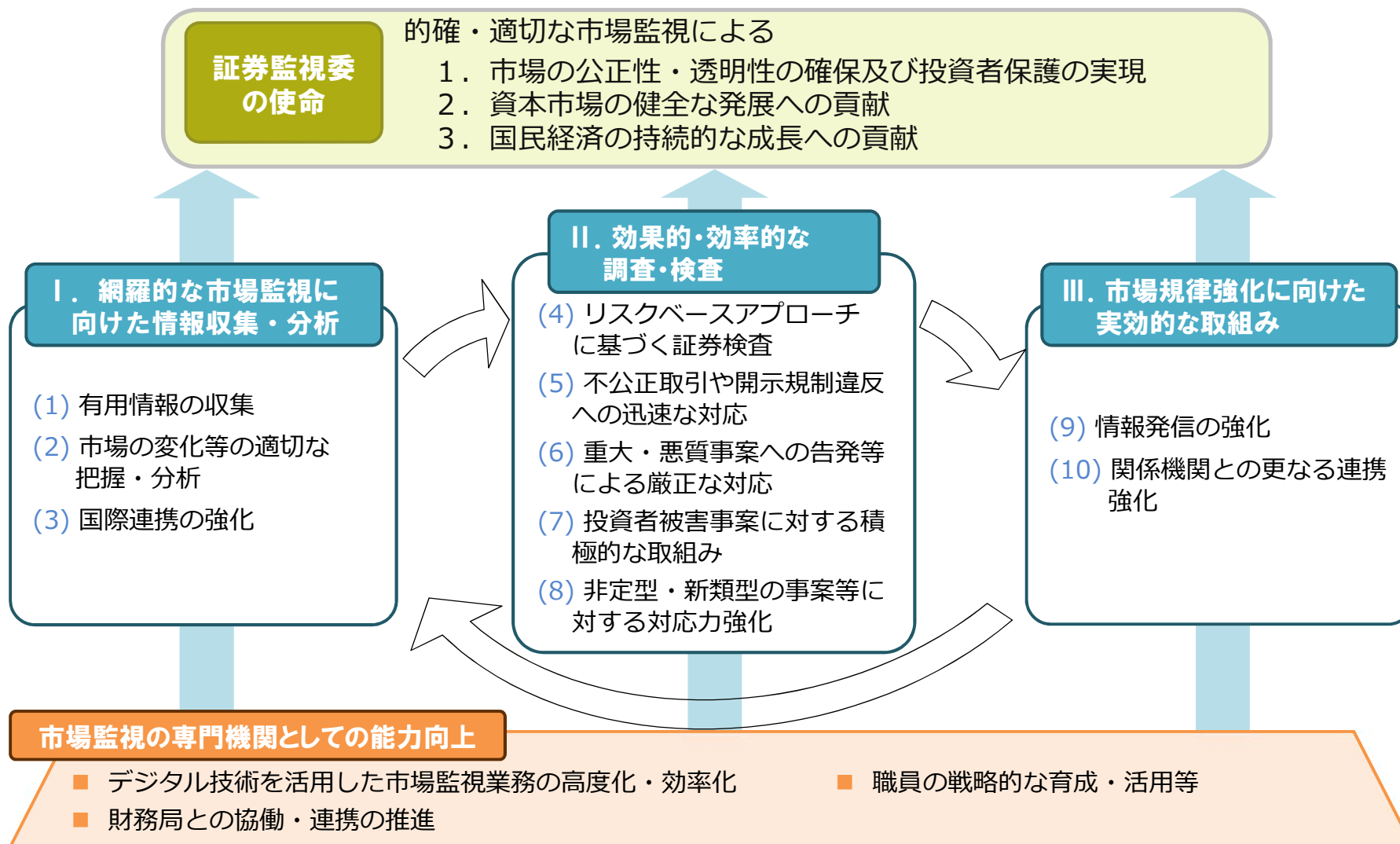
資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する

ことを目的とする。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第11期：2023年～2025年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



証券取引等監視委員会の活動実績

区分 \ 年度	平成4～30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計
勸告	1,082	49	29	20	26	33	1,239
証券検査結果等に基づく勸告(※1)	570	14	5	2	5	8	604
課徴金納付命令勸告(※2)	508	35	24	17	21	25	630
開示書類の虚偽記載等	111	6	10	5	7	8	147
相場操縦	80	5	6	6	6	3	106
インサイダー取引	312	24	8	6	8	13	371
偽計	5	0	0	0	0	1	6
訂正報告書等の提出命令に関する勸告	4	0	0	1	0	0	5
犯則事件の告発	200	3	2	8	8	4	225
開示書類の虚偽記載等	44	1	0	0	0	1	46
風説の流布・偽計	28	0	0	2	0	1	31
相場操縦	31	0	1	1	1	1	35
インサイダー取引	86	1	1	5	7	1	101
その他	11	1	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	86	2	0	0	1	0	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	22	3	1	1	2	1	30
建 議	26	0	0	0	1	0	27

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勸告を実施

※2 課徴金納付命令勸告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース

Ⅱ．証券取引等監視委員会の活動状況 及び近時の事例

(1) 市場分析審査の概要

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～8千件）
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- ・ 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- ・ 自主規制機関[※]の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等を入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関[※]の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

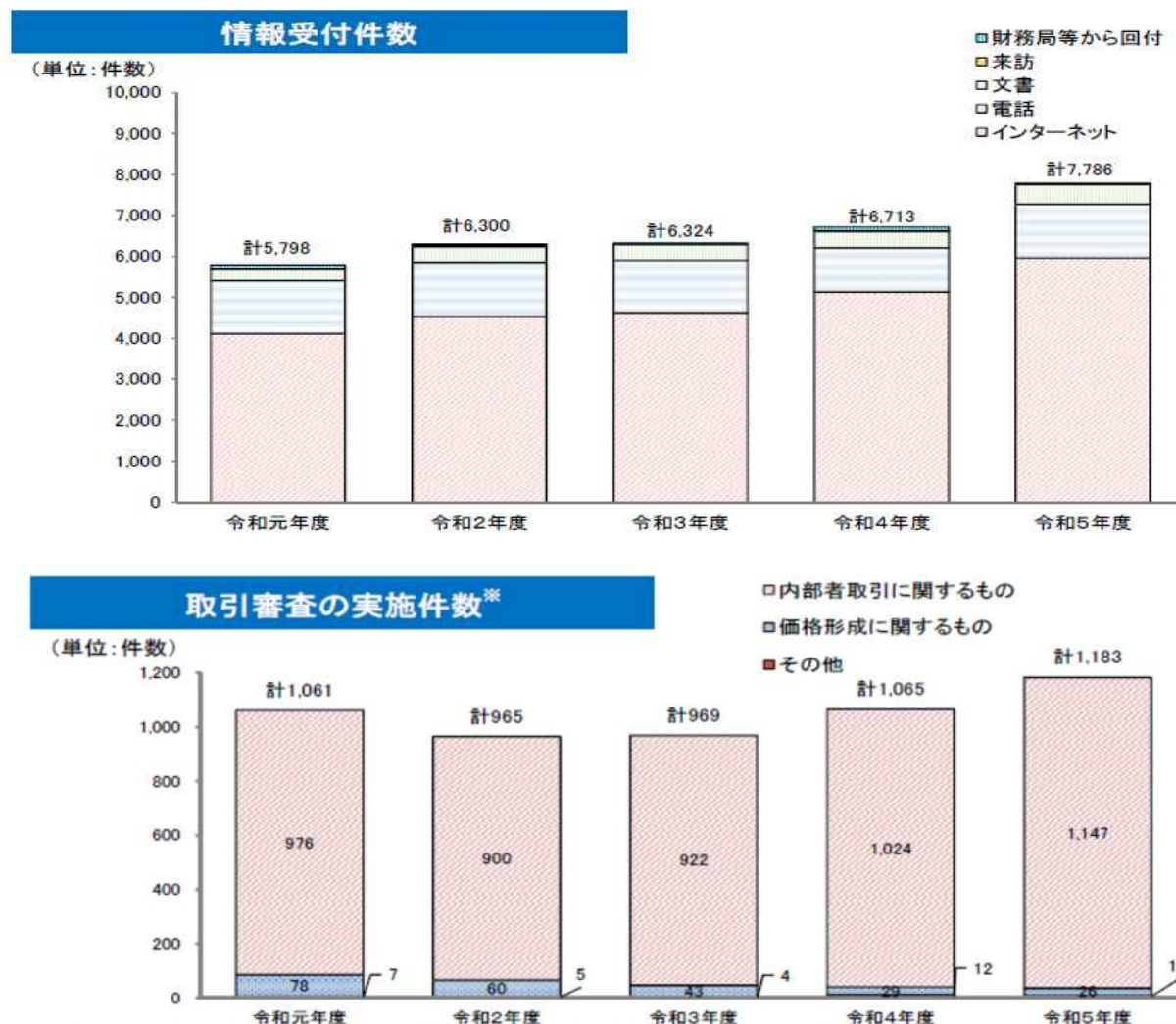
事案送付

調査・検査に活用

※ 自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

(参考) 情報の受付件数・取引審査の実施件数

- 情報提供窓口等を通じて7,786件（令和5年度）の情報を受け付けるなど情報収集を行い、こうした情報をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について、1,183件（令和5年度）の審査を実施。



※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等入手し、それをもとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

(参考) 公益通報窓口

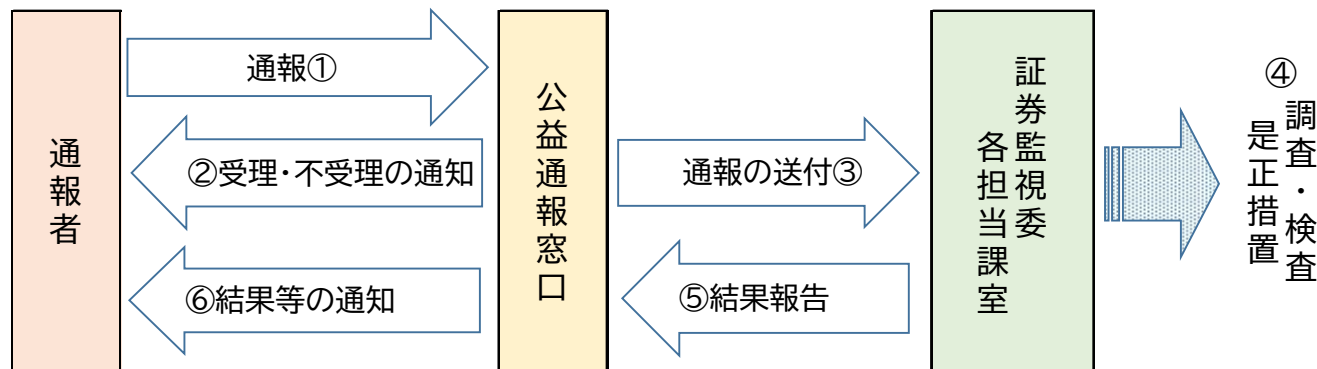
- 公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為(有価証券報告書の虚偽記載など)が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足る相当の理由、証拠等があること など

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関する事業者に雇用されている労働者であること など



公益通報窓口

- 通報は、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。
- 電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
- 郵送先: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
「証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口」あて
- FAX(高齢者・障がい者専用): 03-3506-6699 「証券取引等監視委員会 公益通報」と明記して下さい。

(2) 証券モニタリングの概要

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,500者[※]に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和5年度末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表

検査の結果、重大な法令違反が認められた場合



(参考) 証券検査における対象業者数



約 7.7 倍に増加

発足当時（平成 4 年） **1,100社（延べ）**

- 国内証券会社 2 1 6 （4 年 1 2 月）
- 外国証券会社 4 9 （4 年 6 月）
- 金融先物取引業者 2 1 6 （5 年 5 月）
- 証券業務（窓販）の認可を受けた金融機関
6 1 9 （5 年 7 月）

約8,500社（延べ）（令和 5 年度末時点）

- 第一種金融商品取引業者 2 9 9
- 登録金融機関 9 2 5
- 投資運用業者 4 2 9
- 投資法人 1 2 7
- 信用格付業者 7
- 第二種金融商品取引業者 1, 2 0 6
- 投資助言・代理業 9 9 0
- 適格機関投資家等特例業務届出者 3, 7 4 6
- 金融商品仲介業者 6 8 3
- 金融サービス仲介業者 5
- 自主規制機関等 1 6
- 高速取引行為者 5 1

(参考) リスクベースアプローチに基づく証券検査

【金商業者等を取り巻く環境等】

1. 取り巻く環境

- 顧客本位の業務運営の要請
- 詐欺的な投資勧誘の被害急増
- 持続可能なビジネスモデルの構築 など

2. 規制の枠組み等の変更

- ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
- ② デジタル化の進展等への対応の動き
- ③ 資産運用の高度化・多様化
- ④ 不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

3. 証券モニタリングで判明した事項 (例)

- 一種業：適合性原違反、銀証ファイアーウォール規制違反、作為的相場形成に係る注文受託 等
- 運用業：利益相反管理態勢の不備、運用方針に係る意思決定プロセスの不備

【主な検証事項 (例)】

業態横断

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況 (例えば、複雑又はリスクの高い商品の販売等)
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理 (外部委託先管理等を含む) の対応状況 など

一種業

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等に対応した外部委託先の管理態勢 等
- 新しいNISA制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢 等

運用業

- 運用の実態把握、運用管理態勢 (外部委託運用に対するものを含む)
- 利益相反管理態勢の整備状況 (取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢を含む)

検査結果に基づく行政処分勧告①

- ちばぎん証券、千葉銀行及び武蔵野銀行（勧告日：R5.6.9）

<事案概要>

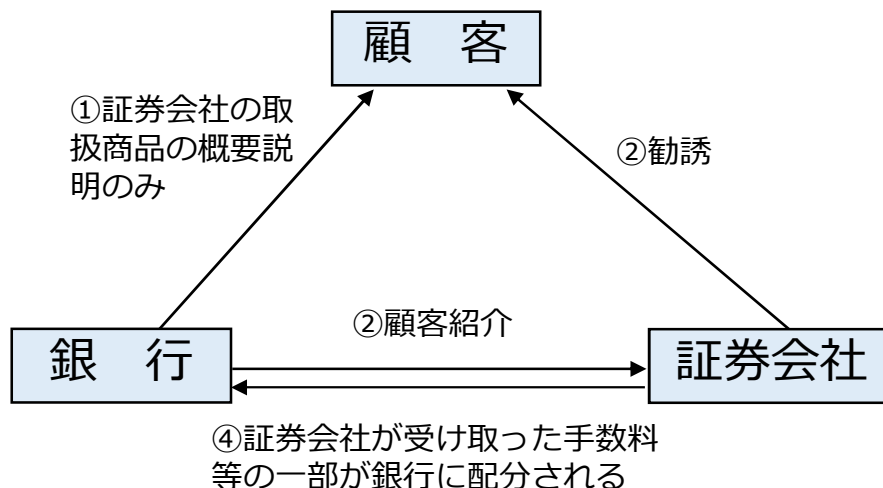
【ちばぎん証券】

- ① 顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、仕組債の勧誘を長期的・継続的に行っている（適合性原則（金融商品取引法第40条第1号）違反）。
- ② 仕組債の勧誘に際し、少なくとも3顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行っていない（説明義務（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）違反）。

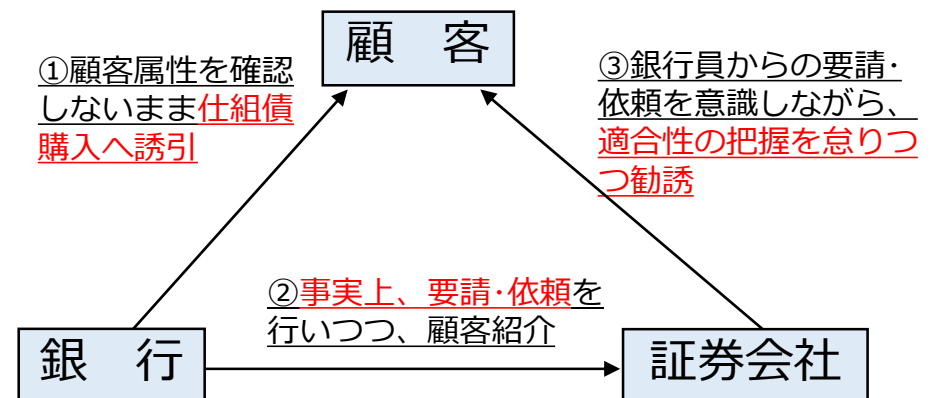
【千葉銀行、武蔵野銀行】

金融商品仲介業務を行うための適切な態勢整備が行われない中で、顧客属性を確認しないまま顧客を仕組債購入へ誘引し、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営につながるなど、投資者保護上問題がある（金融商品取引法第51条の2）。

【本来想定されていたビジネススキーム】



【検査で把握された不適切な誘引・勧誘】



検査結果に基づく行政処分勧告②

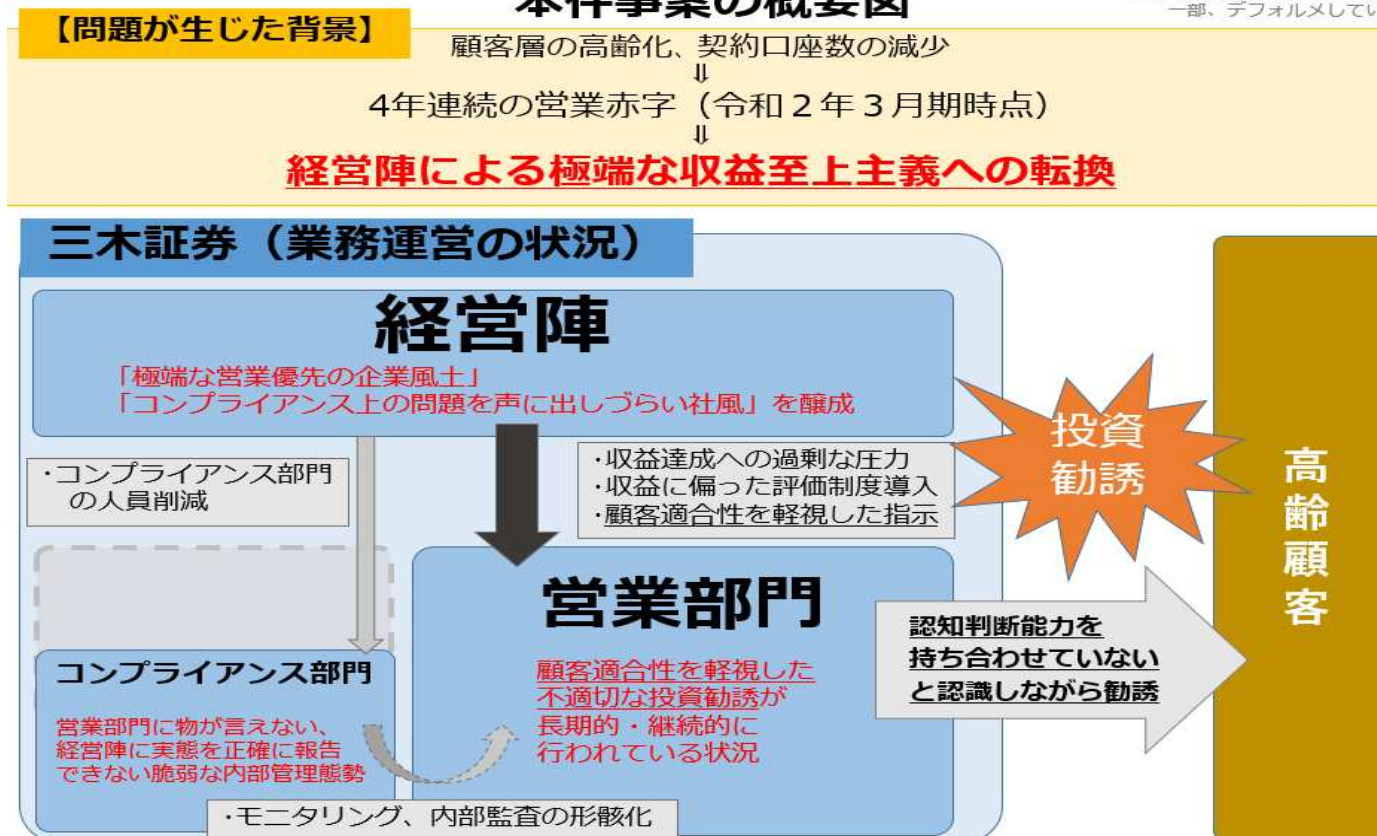
- 三木証券（勧告日：R5.9.15）

<事案概要>

- ① 外国株式の取引の勧誘に際し、少なくとも18顧客に対し、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく、金融商品取引契約を締結（説明義務（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）違反）。
- ② 不適切な
 - ・営業推進態勢（顧客の適合性を軽視した極端な営業優先の企業風土の形成等）、
 - ・法令遵守態勢（内部管理責任者によるモニタリングや内部監査の形骸化）及び
 - ・経営管理態勢（営業部門に物が言えない、経営陣に実態を正確に報告できない脆弱な内部管理態勢の看過）が認められた。
- ③ ①②の状況について、適合性原則に抵触する不適切な業務運営を継続的に行っていたものと認められる（適合性原則（金融商品取引法第40条第1号）違反）。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



検査結果に基づく行政処分勧告③

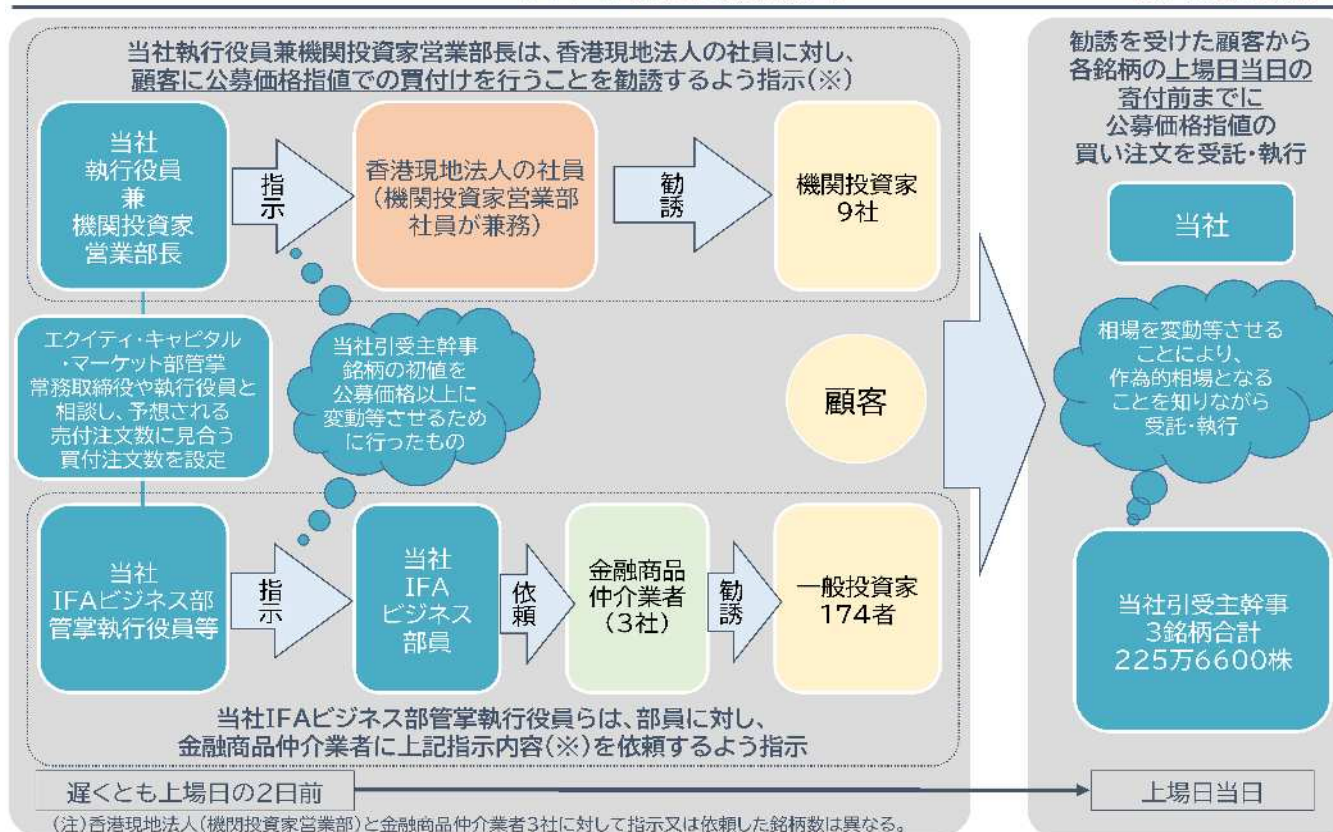
- SBI証券（勧告日：R5.12.15）

<事案概要>

- 当社執行役員等は、令和2年12月から同3年9月までの間において、当社が主幹事を務める新規上場株式（3銘柄）について、当該銘柄の初値を公募価格以上に変動等させる目的で、顧客に公募価格指値での買付を行うことを勧誘するよう、香港現地法人社員（当社機関投資家営業部兼務）及び金融商品仲介業者（3社）に指示等し、それらの者から勧誘を受けた機関投資家（9社）及び一般投資家（174者）から当該銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買い注文を受託・執行した。
- 上記行為は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第20号に違反するものと認められる。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



※ 本年1月12日、金融庁はSBI証券に対して、新規株式公開銘柄の上場日当日の売買について顧客への勧誘を伴う取引に係る業務停止命令（1週間）及び業務改善命令を発出

検査結果に基づく行政処分勧告④-1

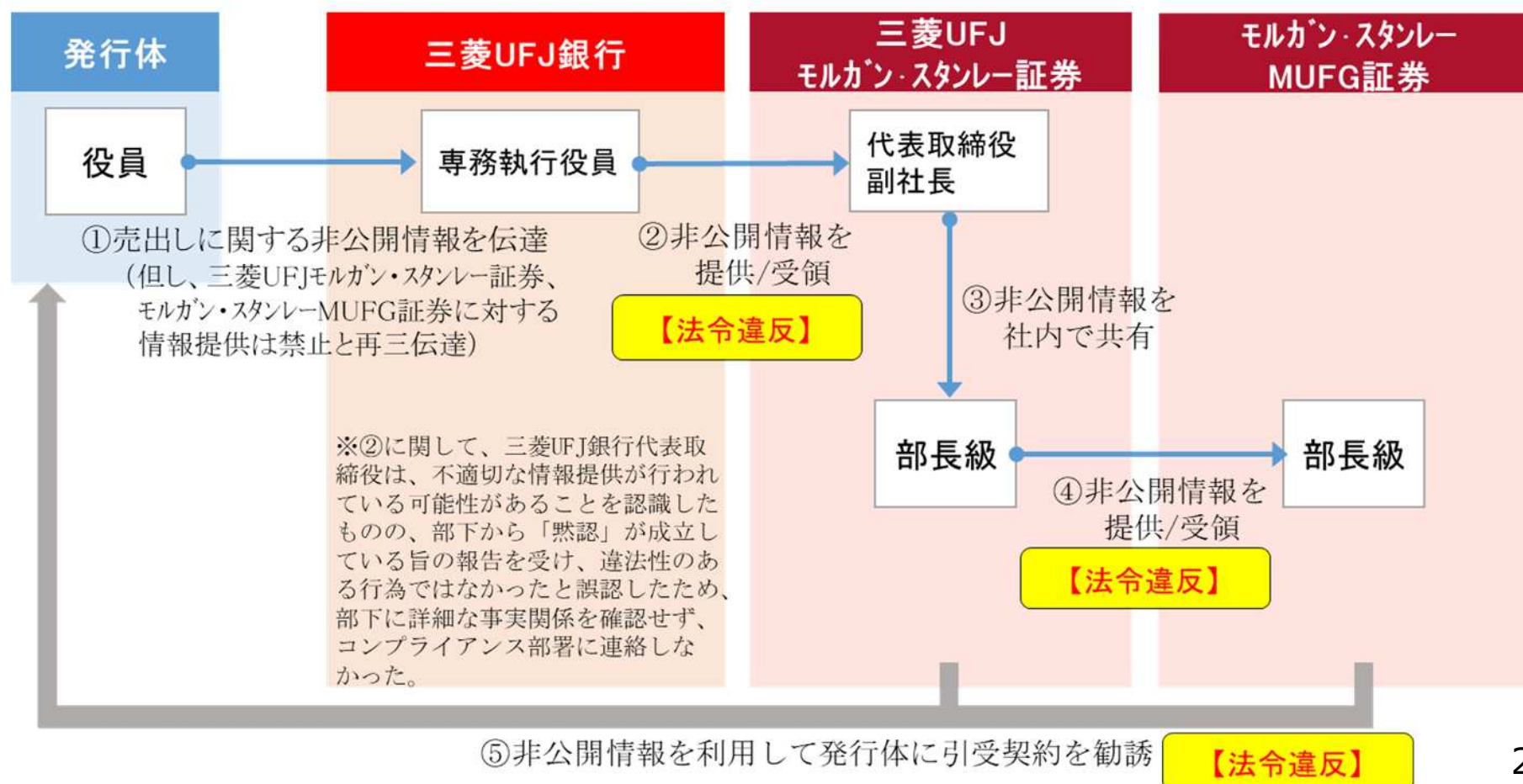
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、三菱UFJ銀行（勧告日：R6.6.14）“for investors, with investors”

(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）～

<事案概要>

顧客が、三菱UFJ銀行に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供を禁止していたにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に情報を提供し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJ銀行から受領した情報をモルガン・スタンレーMUFG証券に提供した。三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券は受領した情報を利用して顧客に勧誘を行った。



検査結果に基づく行政処分勧告④-2

- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、三菱UFJ銀行（勧告日：R6.6.14）^{*)for investors, with investors}

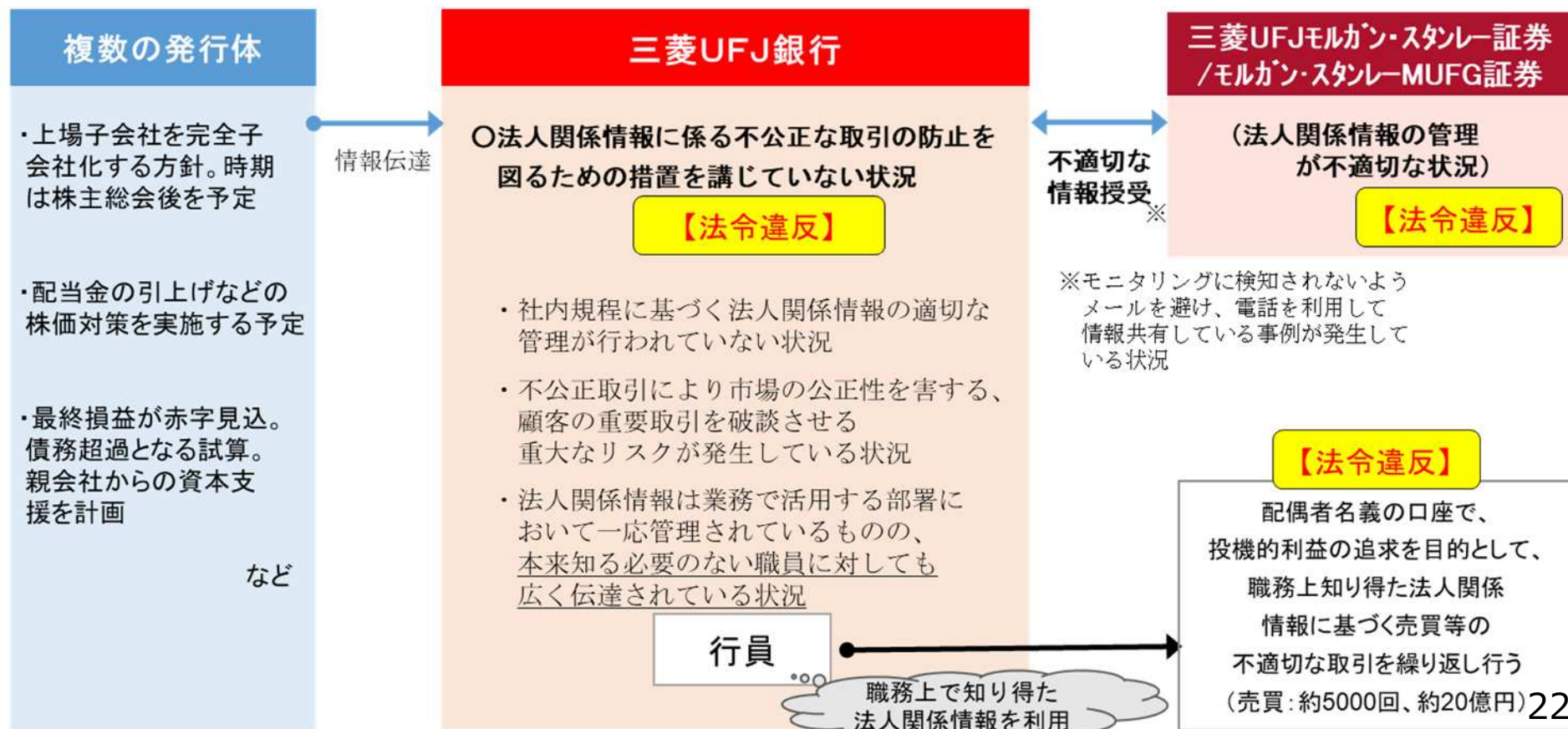
(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～法人関係情報の管理態勢不備（行員における投機的な利益追求取引を含む）～

<事案概要>

三菱UFJ銀行の行員は、顧客の意思に反し、不適切な法人関係情報の授受を繰り返し行っているなど、法人関係情報を適切に管理できていない状況。一部部署では、Need to Know原則に反し、本来知る必要のない職員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況。このような管理態勢不備に起因して、行員個人の不適切取引が発生している状況。

(注) Need to Know原則：顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則
〔金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－4などを参照〕



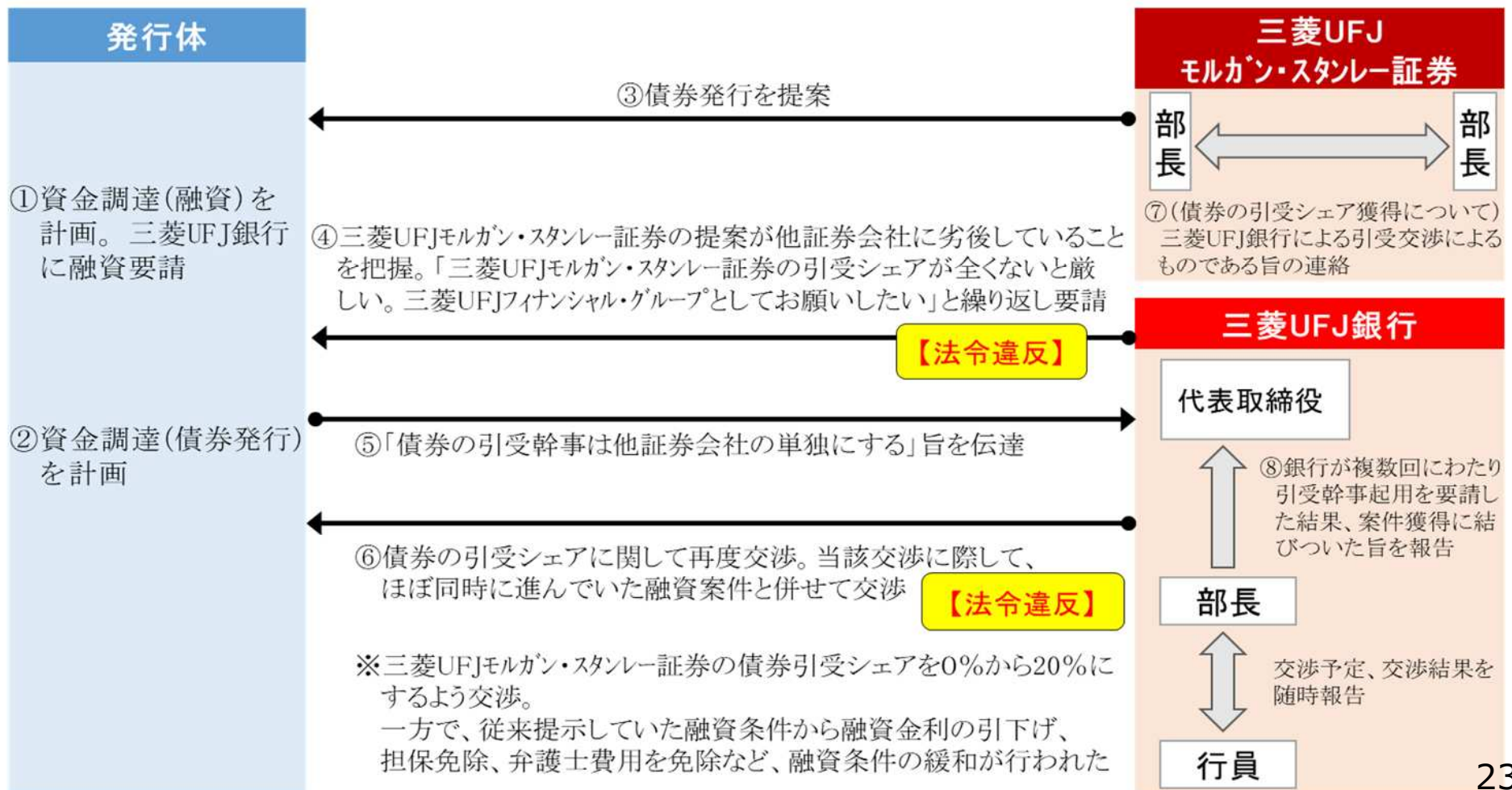
検査結果に基づく行政処分勧告④-3

- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、三菱UFJ銀行（勧告日：R6.6.14）

(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

<事案概要>

登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。



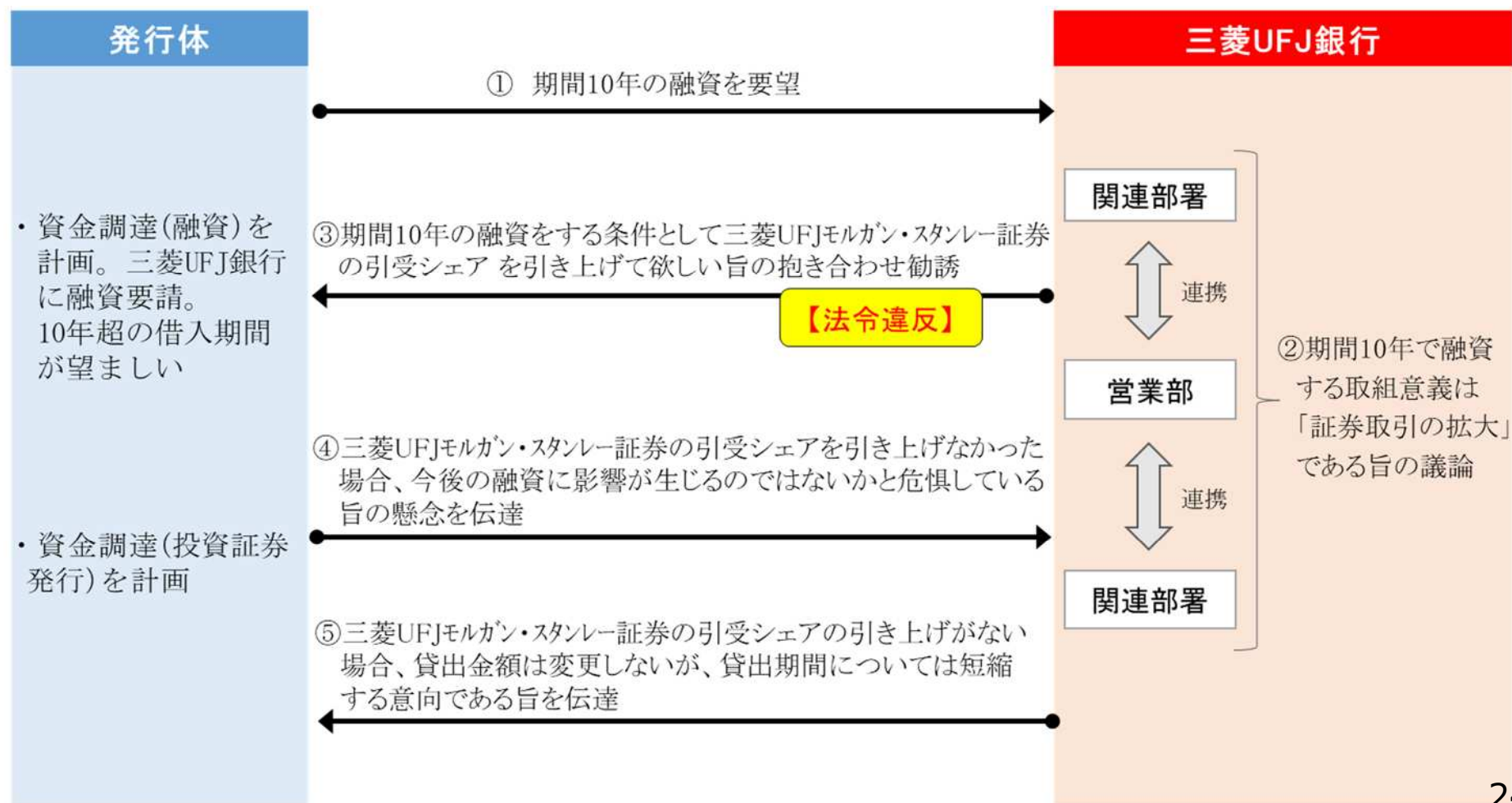
検査結果に基づく行政処分勧告④-4

- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、三菱UFJ銀行（勧告日：R6.6.14）for investors, with investors

(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止②

<事案概要>

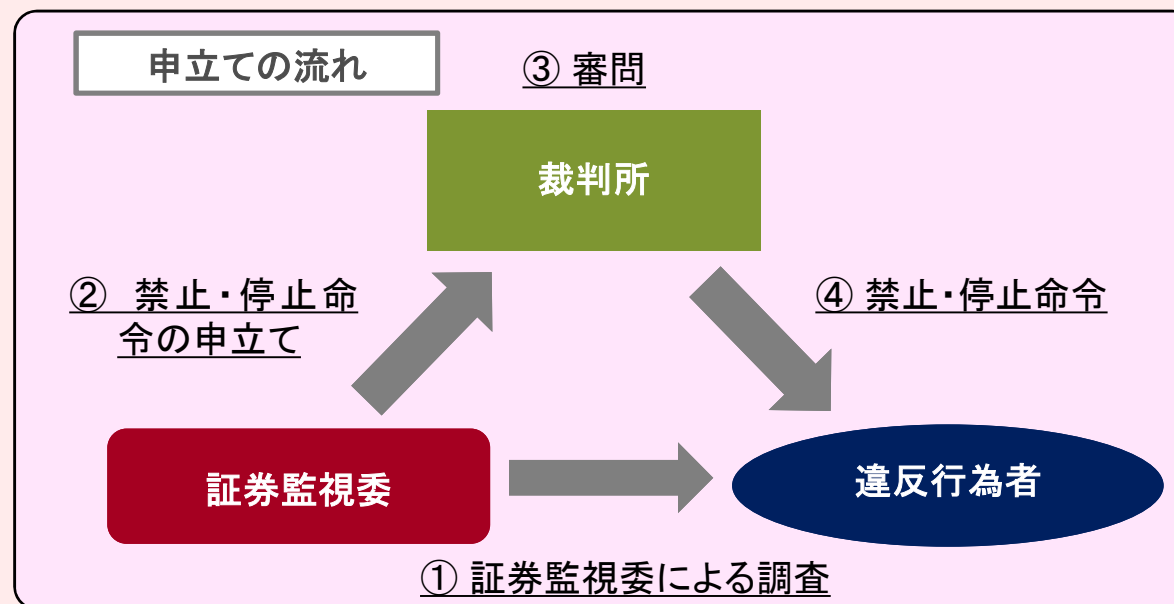
登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は、所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアを引き上げて欲しい旨の抱き合わせ勧誘を行った。



(3) 無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て

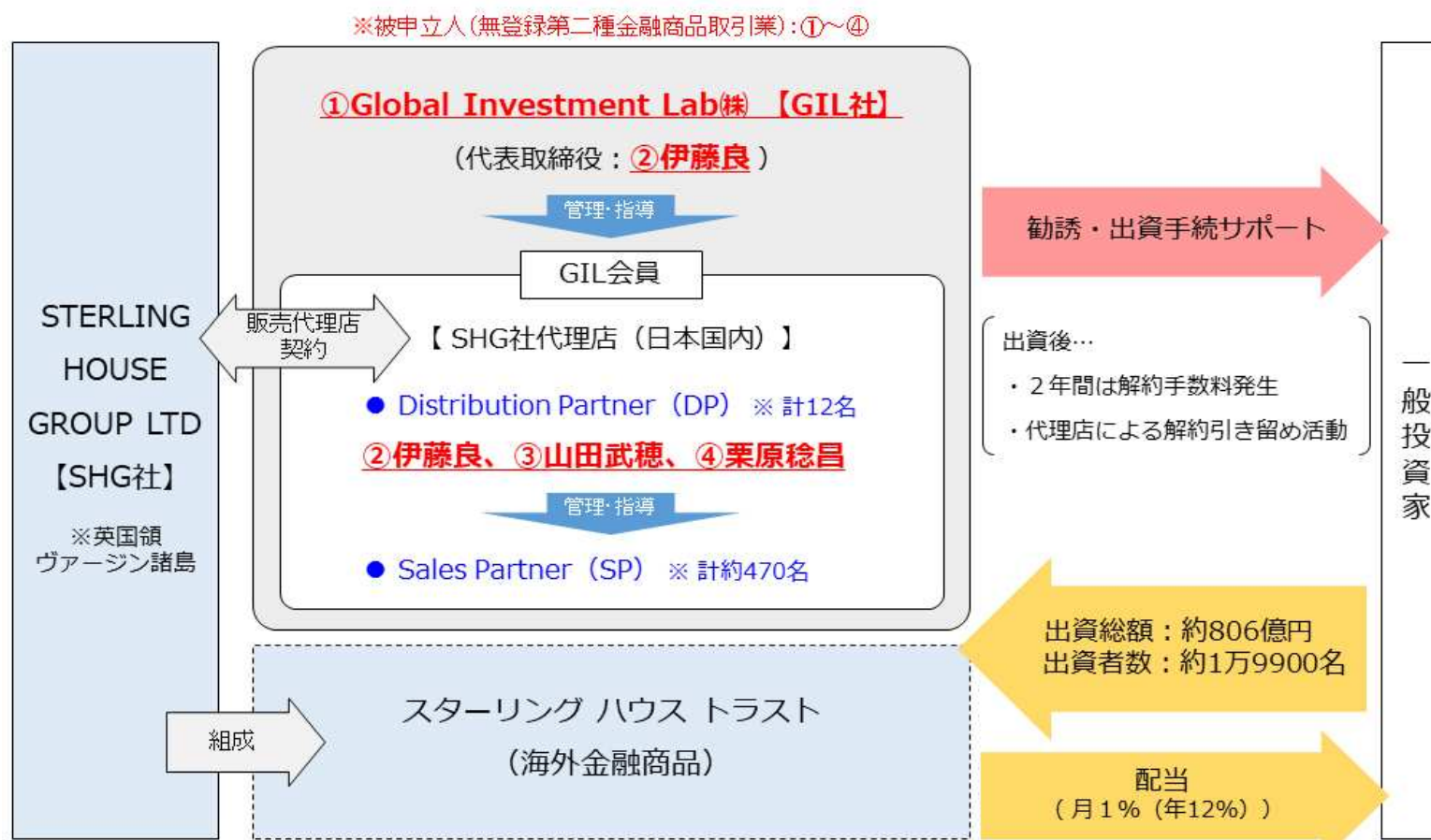
- Global Investment Lab株式会社及びその役員等3名（申立日：R6.6.25）

<事案概要>

- 被申立人：Global Investment Lab株式会社 他3者
- Global Investment Lab株式会社及びその役員等3名は、無登録で外国集団投資スキーム持ち分の募集等の取扱いを行っていたことから、東京地裁に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施。

【本件事案の概要図】

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



(4) 不公正取引の調査の概要（取引調査）

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



↓ 調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告



- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象

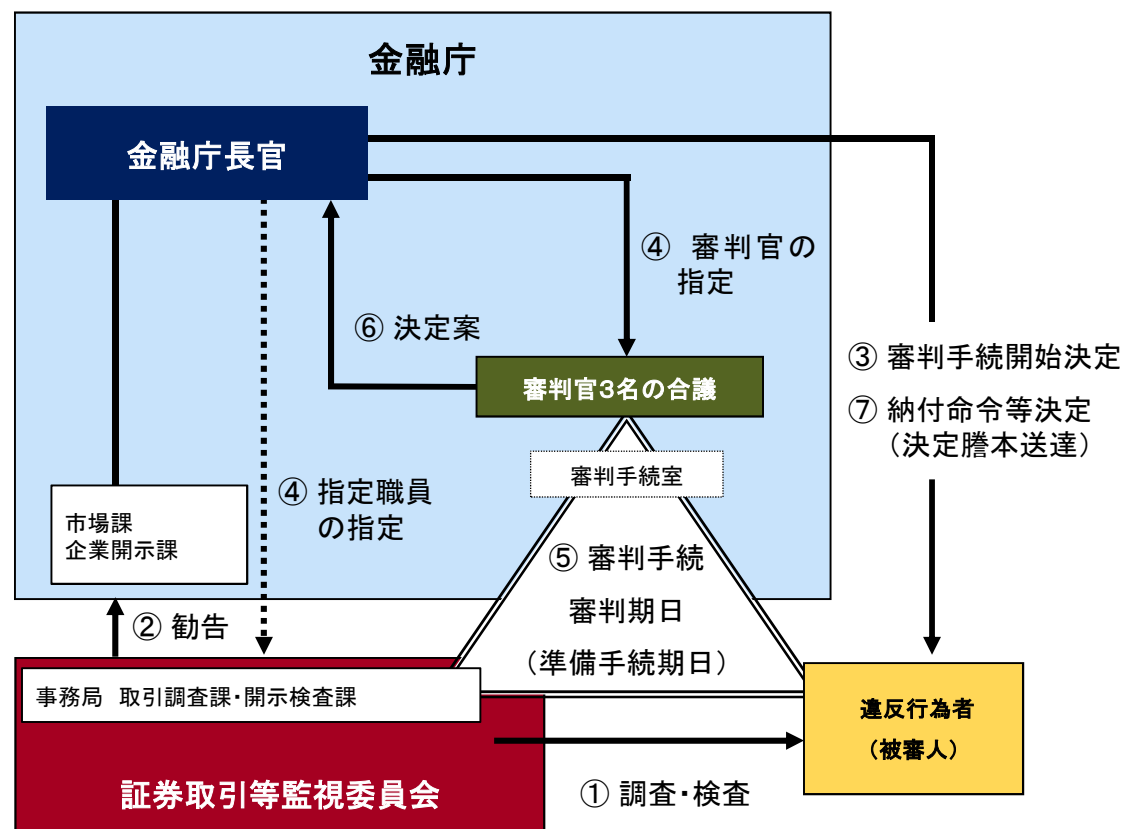
再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

(参考) 課徴金制度

- ◆ 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置
- ◆ 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等
- ◆ 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告※

＜課徴金制度概念図＞



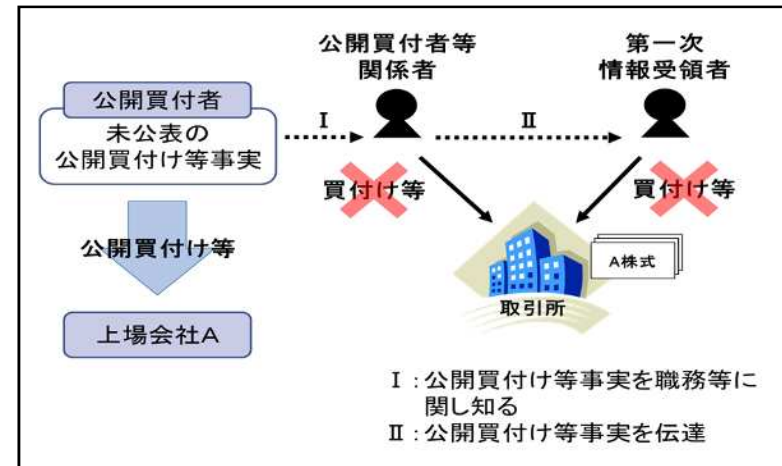
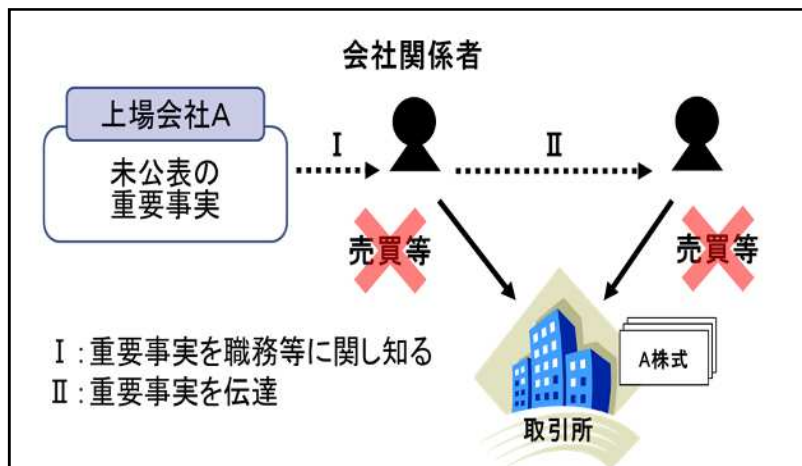
※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

(参考) インサイダー取引規制とは

(1) インサイダー取引規制

「会社関係者」「公開買付者等関係者」又は「第一次情報受領者」が重要事実等を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止。

- ※ 1 会社関係者: 上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- ※ 2 公開買付者等関係者: 公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など
- ※ 3 重要事実: 上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの
 - ・ 決定事実: 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が株式の募集、業務上の提携、合併、解散等についての決定をしたこと又は当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと
 - ・ 発生事実: 業務遂行の過程で生じた損害 等
 - ・ 決算情報: 売上高等が予め公表した予想値等と比較して重要な差異が生じたこと
- ※ 4 重要事実等には、公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を含む。
これは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は当該決定に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。



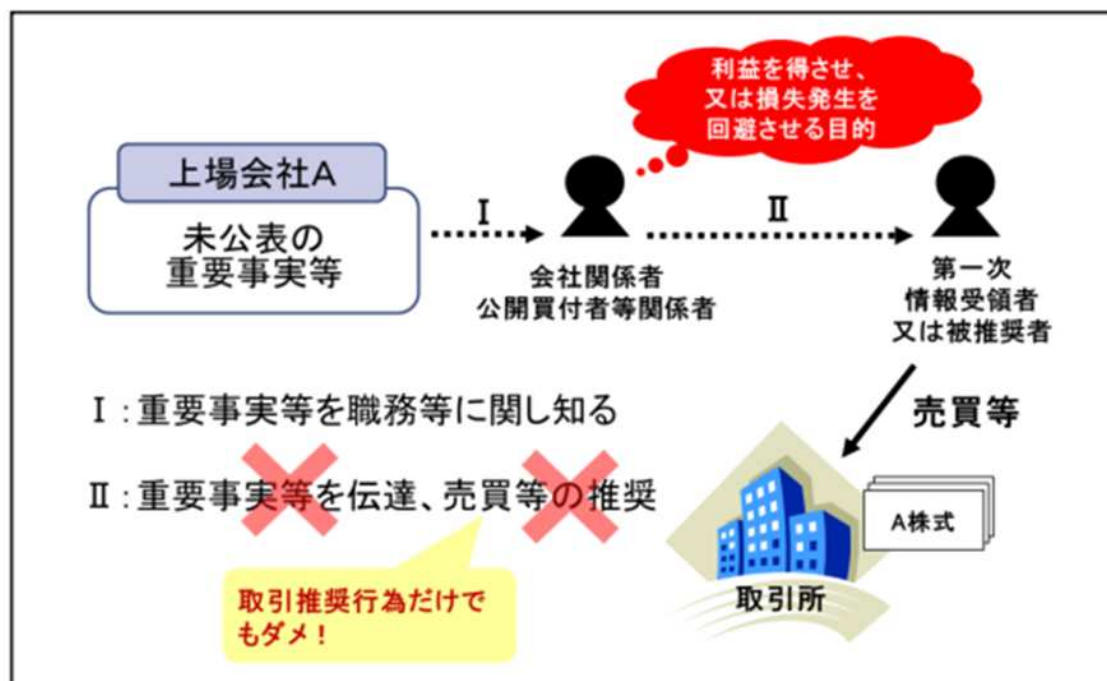
(参考) インサイダー取引規制とは

(2) 情報伝達・取引推奨規制（平成26年4月～）

未公表の重要事実を知っている会社関係者又は未公表の公開買付け等事実を知っている公開買付者等関係者が、他人に対し、公表前に売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達又は取引推奨することを禁止。

※ 規制の対象者:

- ・ 会社関係者（法第 166 条第 1 項各号）：上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- ・ 公開買付者等関係者（法第 167 条第 1 項）：公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など



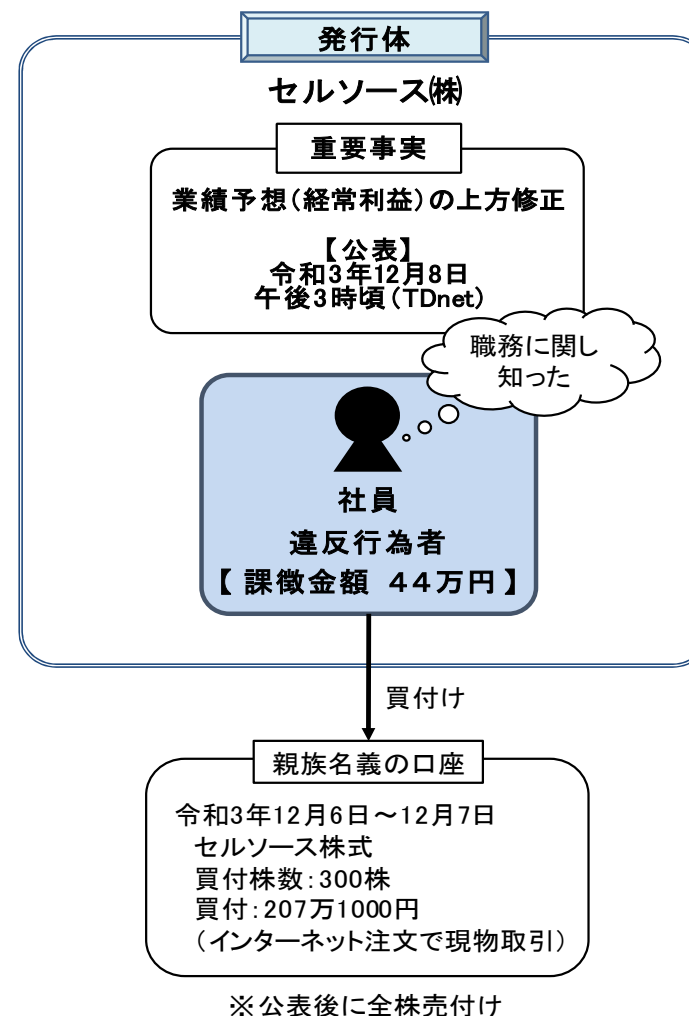
課徴金納付命令勧告（インサイダー取引①） - セルソース(株)社員（勧告日：R5.6.30）

勧告内容

- ・ 違反行為者：セルソースの社員
- ・ 課徴金額：44万円

事案概要

- ・ セルソースの営業部門に勤務していたAは、当社の会議に出席した際に、当社の業績予想(経常利益)を上方修正する必要が生じた事実を知った。
- ・ Aは、この事実が公表されれば当社の株価は上昇するので公表前に当社の株式を買い付けたいと考え、規制当局に内部者取引が発覚しないように親族名義口座を利用して、当社の株式を買い付けた。
- ・ 本件は、規範意識を強く持って行動すべき上場会社の社員が、職務上知り得た勤務先の重要事実を知り、規制当局に内部者取引が発覚するのを恐れて、親族名義口座を利用して内部者取引を行った事案。



課徴金納付命令勧告（インサイダー取引②）

- (株)日本製鋼所の子会社との取引先企業等の社員3名（勧告日：R5.10.27）

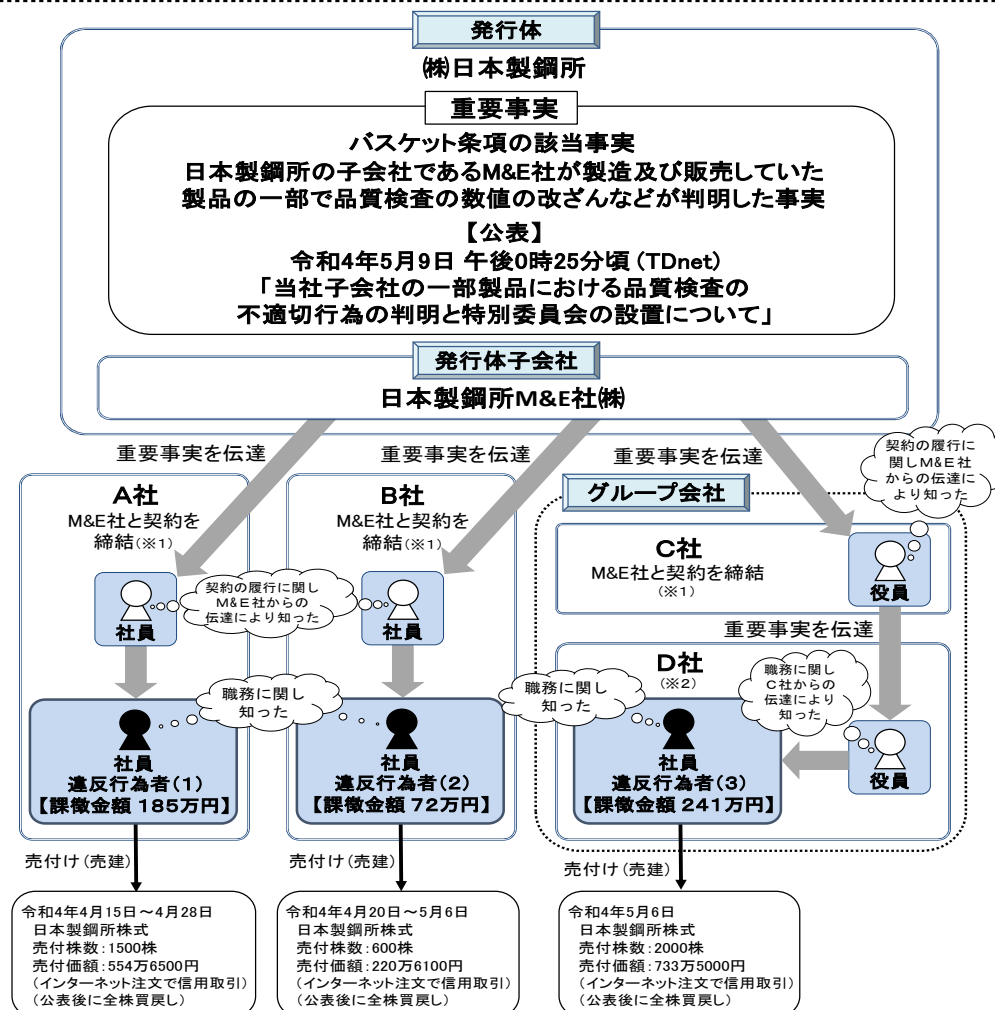


勧告内容

- 違法行為者(1)、(2)：日本製鋼所の子会社（日本製鋼所M&E）の契約締結先の社員2名（課徴金額：185万円、72万円）
- 違反行為者(3)：日本製鋼所M&Eの契約締結先から情報の伝達を受けた会社の社員（課徴金額：241万円）

事案概要

- 日本製鋼所の子会社との取引先企業等の社員3名が、職務に関し重要事実を知り、公表前に信用取引により売り付けた。
- 本件は、違反行為者3名が、法令を遵守し、株取引に関して高い規範意識を保つことが求められる上場会社または上場会社子会社の社員でありながら、日本製鋼所の不祥事に関する秘匿性の高い情報を知得するや、自己の利益を図る目的で空売りするなどした悪質性の高い事案。
- また、相互に関連性の乏しい3社において同時期に内部者取引が発生。
- 加えて、本件は、子会社のバスケット条項を適用した2例目の課徴金事案。



※1 金融商品取引法第166条第1項第4号の上場会社等と契約を締結している法人に該当

※2 金融商品取引法第166条第3項の職務上伝達を受けた者が所属する法人に該当

課徴金納付命令勧告（インサイダー取引③）

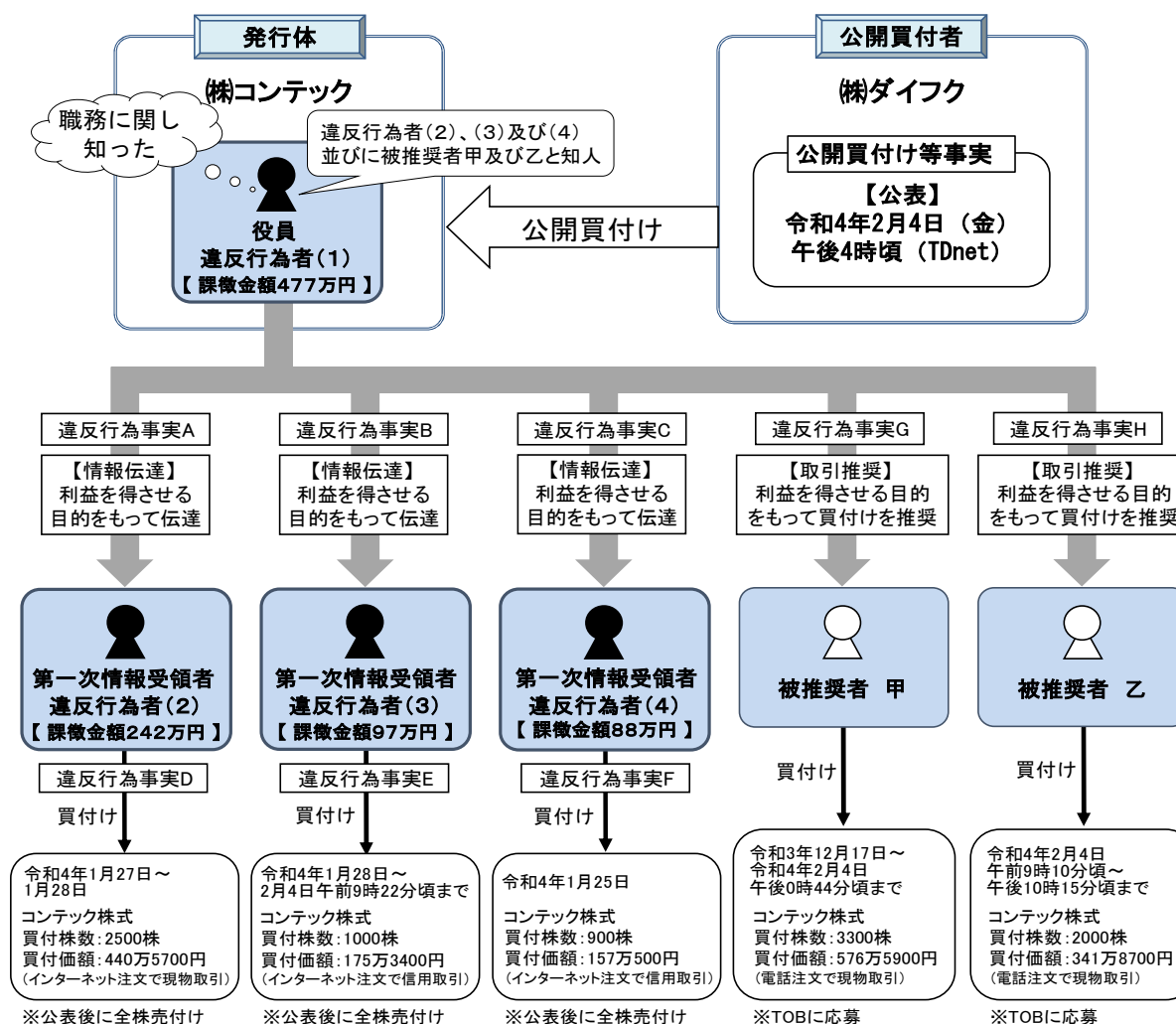
- (株)コンテック役員による情報伝達・取引推奨行為等（勧告日：R6.2.16）

勧告内容

- 違法行為者(1)：コンテックの役員（課徴金額：477万円）
- 違反行為者(2)～(4)：上記(1)より伝達を受けた同者の知人3名（課徴金額：242万円、97万円、88万円）

事案概要

- コンテックの役員が、職務に関し公開買付け事実を知り、公表前に株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、知人3名に情報伝達を行ったほか、知人2名に株式の買付けを推奨した。
- 同一人の違反行為者が複数名に情報伝達・取引推奨行為を行った事案としては過去最多（5名）であり、情報伝達を受けた者（3名）が行った内部者取引規制違反についても勧告を行った。



(5) 不公正取引の調査の概要（国際取引等調査）

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU[※])に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R5.12現在で129の当局が署名)

（参考）海外の主要市場監視当局



課徴金納付命令勧告（高速取引に係る偽計） - Quadeye Trading LLC（勧告日：R6.3.26）

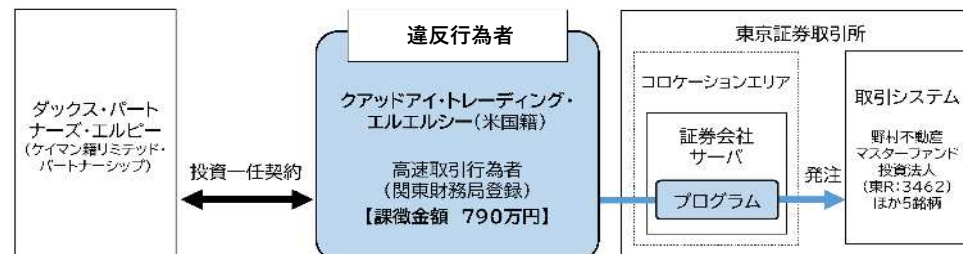
勧告内容

- 違反行為者：Quadeye Trading LLC
（米国法人、高速取引行為者（関東財務局登録））
- 課徴金額：790万円

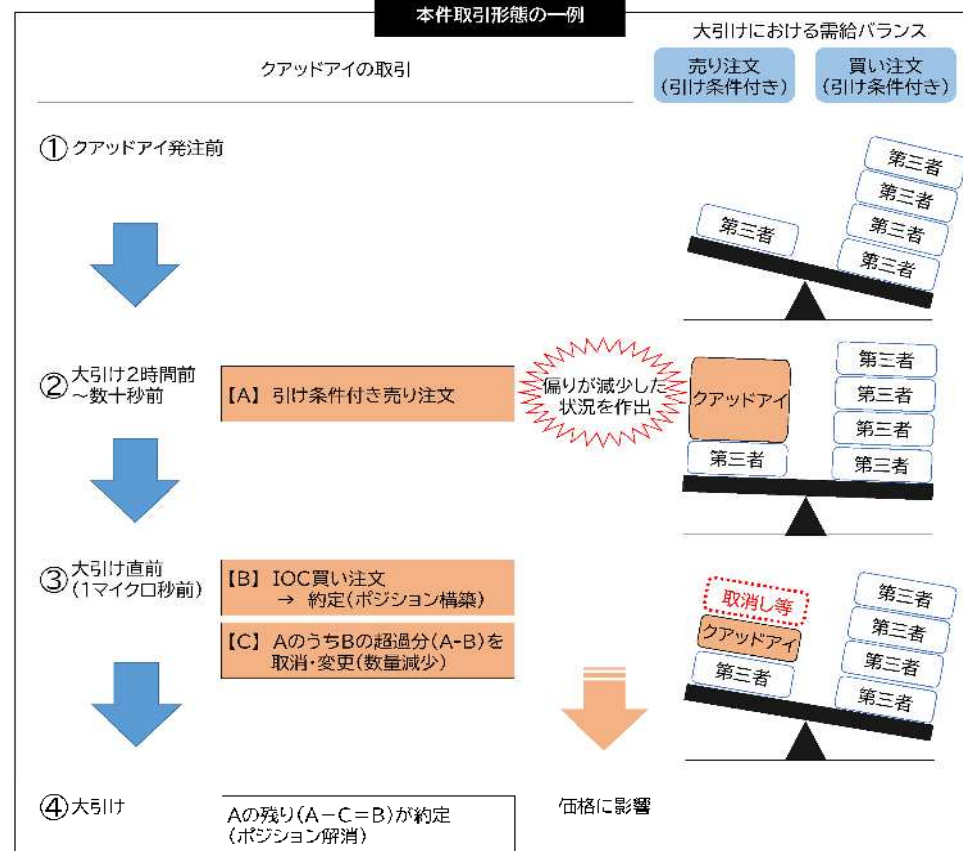
事案概要

- 違反行為者は、その相当部分を引け直前に取り消すことを予定した引け条件付き注文を発注することにより、引け板における引け条件付き注文の発注株数等の偏りが減少した状況を作出した上で、大引け1マイクロ秒（100万分の1秒）前に、あらかじめ発注しておいた引け条件付き注文の相当部分を取り消すことにより、自己に有利な価格へ終値に影響を与えるという高速取引行為を行ったもの。
- 本件は、高速取引行為による不公正取引に対する初の課徴金勧告事案。また、ケイマン諸島、英国、米国の各金融規制当局から支援を受けており、日本取引所自主規制法人から提供された情報等も参考としているほか、取引データ分析を行う市場分析審査課との連携により実態解明を行ったもの。

違反行為事実の概要



本件取引形態の一例



※①の需給バランスが売り優勢の場合、売りと買いが逆となっている。



高速取引行為による不公正取引に対する初の課徴金勧告

証券監視委では、「中期活動方針(第 11 期:2023 年～2025 年)」において、非定型・新類型の事案等に対する対応力強化に取り組むことを掲げています。

令和 5 年度において、証券監視委は、高速取引行為による不公正取引(偽計)という非定型・新類型の事案に対する初の課徴金勧告を行いました。

本件は、高速取引行為を行うことにつき関東財務局長の登録を受けた米国籍の法人である違反行為者が、高速取引行為により、自らに有利な株式等の売買を行うことを企て、6 銘柄の取引において、偽計を用いたという事案です。

高速取引行為の特徴としては、株式等の取引を行うことについての判断をプログラムに従って自動的に行っている点やコロケーションサービスという取引所の売買システムに近接した場所取引参加者のサーバ設置を許容するサービスを利用した発注など、発注に係る情報伝達に要する時間を短縮するための方法を用いている点が挙げられます。

本件では、6 取引すべてにおいて、大引け 1 マイクロ秒前、つまり 100 万分の 1 秒前といった極めて直前のタイミングで、IOC 注文によるポジション構築と、あらかじめ発注しておいた引け条件付き注文のうち、当該ポジションを超える数量の取消し等を行っているところ、このような発注は高速取引行為だからこそ可能であったものといえます。

本件違反行為を勧告することにより、高速取引行為による不公正取引という非定型・新類型の事案についても、証券監視委が監視しており、海外当局や自主規制機関との緊密な協力により、市場の公正を確保していることを社会に示すことができたと考えています。

(6) 犯則調査の概要

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

最近の主な告発事例



株式会社プロルート丸光株券に係る風説の流布及び偽計事件の告発	告発日：令和5年11月20日
犯則嫌疑者（筆頭株主法人の代表者ら）は、共謀の上、発行者の株価の上昇を図る目的をもって、発行者役職員をして、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた〔発行者に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発も実施〕。	
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発	告発日：令和5年6月6日
犯則嫌疑者（発行会社の元代表取締役副社長兼最高執行責任者）は、同社の連結業績予想値の下方修正の事実を職務に関し知り、あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、その事実の公表前に、2名に対し、同社の株券の売付けを勧めた。	
総合メディカルホールディングス株式会社株券及び株式会社スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和5年3月3日
犯則嫌疑者（プライベート・エクイティ（PE）ファンドの運営会社に勤務していた元従業員）は、上場会社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関して知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。	
株式会社A i m i n g 株券及び株式会社エイチーム株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和4年12月6日 ほか
犯則嫌疑者は、上場会社が他社と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどの投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を、その職務に関して知り、同重要事実等の公表前に同社株券を買い付けた。	
S M B C 日興証券株式会社による相場操縦事件の告発	告発日：令和4年3月23日 ほか
犯則嫌疑者らは、犯則嫌疑法人（金商業者）が扱う「ブロックオファ―」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った〔犯則嫌疑法人に対する行政処分勧告も実施〕。	

Ⅲ. 開示検査の取組み

開示規制の概要①：開示規制とは？



- 有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付けることにより
- 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

開示規制の概要②：主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠（要約）			
企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書 等	有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行っていないと行うことはできない。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
	継続開示	有価証券報告書 等	上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
公開買付けに関する開示		公開買付届出書 等	公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない。
株券等の大量保有の状況に関する開示		大量保有報告 等	上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象

開示検査の概要

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場会社等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



課徴金納付命令勧告等

検査の結果、開示規制違反が認められた場合

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

開示検査の取組みのポイント①

各種情報の収集・分析

■ 開示規制違反の早期発見（有用な情報の収集・分析の充実）

- 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を実施。

具体的には、

- ・ 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を実施
- ・ 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を実施

開示検査の取組みのポイント②

上場会社等に対する検査

■ 効果的・効率的な検査・調査の実施 (機動力の強化・多面的な監視)

- 開示規制違反の早期是正を図るため、**効率的かつ機動的に開示検査**を実施。
⇒ 開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を実施。
- 開示書類の**訂正報告書等を自発的に提出した上場会社**について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要性が認められる場合には、**開示検査を実施。**
- **効果的かつ多面的な開示検査を実施**する観点から、
 - ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - ・ 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
 - ・ 特定関与行為に関する事案の積極的な調査を実施。

開示検査の取組みのポイント③

再発防止・未然防止

■ 開示規制違反の再発防止・未然防止 (経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動)

- 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有。
 - ⇒ 会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図る
- 開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ(※1)」において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明。また、毎年公表している「開示検査事例集(※2)」では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても紹介。
 - ⇒ 積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る
- 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化

⇒ 市場監視の実効性を高める

※1【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

※2【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

IV. 近時の開示検査の実績

開示規制違反の傾向①

- 違反行為者の業種別の内訳では、**情報・通信業（27件）、サービス業（24件）、卸売業（19件）**において、**勧告件数が多くなっている（2006年度～2022年度）**。
- 特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約15%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約21%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。**無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。**

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類 （単位：社）

年度	2006 ～ 2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	27
サービス業	17	0	1	2	2	2	24
卸売業	13	4	0	2	0	0	19
建設業	8	1	0	0	0	1	10
電気機器	7	0	0	2	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	7
機械	4	0	0	1	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	6
その他製品	2	0	1	0	0	1	4
その他金融業	2	0	1	0	0	1	4
その他（注2）	9	3	1	1	1	0	15
年度別計	92	10	6	10	5	7	130

（注1） 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

（注2） 上記表については、業種の別のうち、違反行為者の多い業種上位10業種のほか、それ以外の業種を「その他」としてまとめて記載している。

開示規制違反の傾向②

- 課徴金納付命令勧告の対象となった事例の不正会計等の内容を分類すると、
 - ・ 「売上の過大計上/前倒し計上」（20件）、「売上原価の過少計上」（7件）が多くみられる（2019年度～2022年度）。
 - ・ 最も件数の多い「売上の過大計上/前倒し計上」については、2022年度においても、虚偽の証憑作成等による売上の過大計上や、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上といった事例がみられる。

主な不正会計等の内容

(単位：件)

年 度	2019	2020	2021	2022	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	0	2
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	13	50

(注) 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

課徴金納付命令勧告（①有価証券報告書等の虚偽記載等、②虚偽開示書類に係る特定関与行為） - ①株式会社ディー・ディー・エス、②個人（勧告日：①R4.12.9、②R5.8.4）



勧告内容

- ・ 勧告対象：①株式会社ディー・ディー・エス（勧告当時は東証グロース市場（令和5年8月上場廃止））、②個人
- ・ 課徴金額：①2億573万円、②150万円

事案概要と特色

<①有価証券報告書等の虚偽記載等>

（概要）

- ・ 当社は、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。また、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」。）が存在するにもかかわらず、有価証券報告書等にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載があり、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

（特色）

- ・ 非財務情報である重要事象等の不記載に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案。
- ・ 当社は、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、令和5年8月に上場廃止となった。

<②虚偽開示書類に係る特定関与行為>

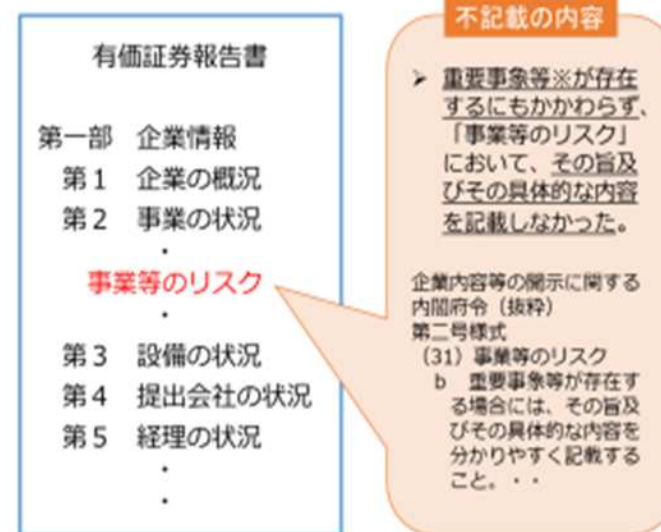
（概要）

- ・ 上記①の事案に関連し、違反行為者（個人）は、当社が外国法人を子会社化するにあたり、同法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、当社による虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為（特定関与行為）を行った。

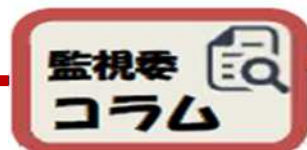
（特色）

- ・ 特定関与行為を行った者に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案。

【主な不正行為の概要（重要事象等の不記載）】



※将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等



特定関与行為とは？

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えられることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第172条の12第2項において規定されています。

具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

- ① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。
- ② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。

※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。

課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載） - 株式会社アマナ（勧告日：①R4.11.1、②R5.12.15）

勧告内容

- ・ 勧告対象：株式会社アマナ（勧告当時は東証グロース市場（令和6年1月上場廃止））
- ・ 課徴金額：①1,650万円、②3,800万円

事案概要と特色

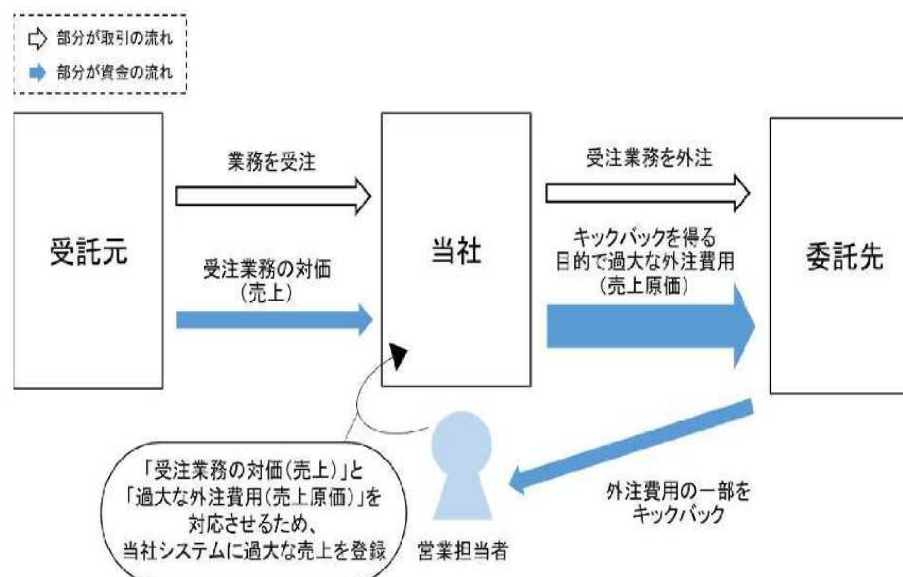
（概要）

- ・ 当社は、以下の不適正な会計処理により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、2度の課徴金納付命令勧告を受けた。
 - ①当社の子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、実際には受注がなかった案件において、売上の架空計上を行った。
 - ②当社は、当社従業員が会社財産の私的流用を図る目的で、売上及び売上原価の過大計上を行った（下図参照）。

（特色）

- ・ 当社は、①の課徴金納付命令勧告を受け、再発防止策を策定したにもかかわらず、経営陣の責任の所在を明らかにしないまま、業績回復に向けた施策を優先する等、再発防止への取組みが不十分であったこと等から、②の不適正な会計処理が発生した。

【主な不正行為の概要（売上及び売上原価の過大計上）】



課徴金納付命令勧告（四半期報告書の虚偽記載等）

- 株式会社アルデプロ（勧告日：R6.4.19）

勧告内容

- ・ 勧告対象：株式会社アルデプロ（勧告当時は東証スタンダード市場（令和6年4月上場廃止））
- ・ 課徴金額：2,100 万円

事案概要と特色

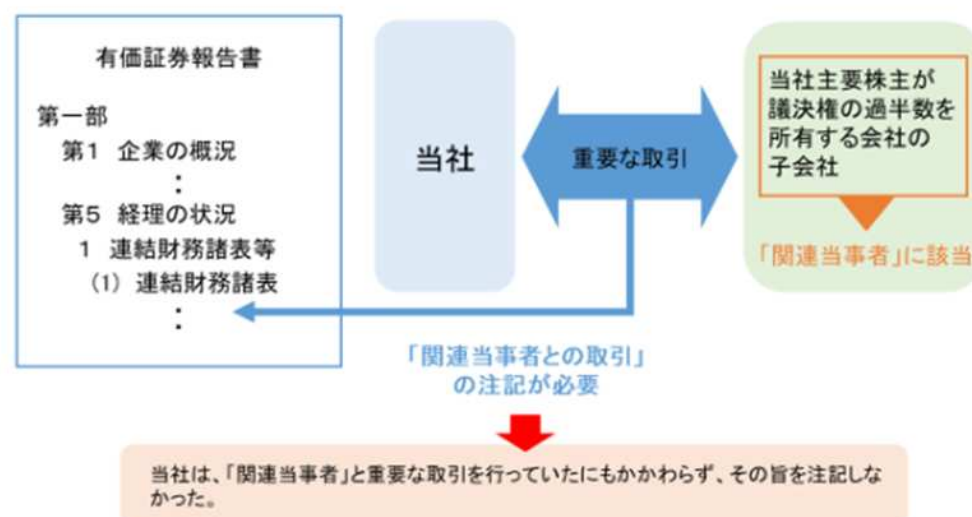
（概要）

- ・ 当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。また、当社は、関連当事者との重要な取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表等に注記しなかった。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

（特色）

- ・ 「関連当事者との取引」に関する注記の不記載に対し、課徴金納付命令勧告を行った事案。
- ・ 当社は、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、令和6年4月に上場廃止となった。

【主な不正行為の概要（関連当事者取引の注記の不記載）】



最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について① (ガバナンス)



- 共通して会社のガバナンスに関する不備が不適正な会計処理の原因・背景となっており、海外子会社におけるガバナンスの形骸化や、内部監査部門の機能不全も見受けられた。

ガバナンスに関する不備として、例えば、以下が挙げられる。

◆ 当社グループにおける内部統制の不備（東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業）

- 案件担当者がマネージャーの職位であれば、受注登録・売上確定・発注・支払等の申請及びそれら申請の承認手續について、全て単独で行うことが可能な統制となっていた。
- 当社の海外子会社において、現地の社長の権限が大きく、当社グループによる牽制が不十分であったほか、海外子会社の日常の経理処理の適正性に関して、当社から容易に確認可能なシステムとなっていなかった。

◆ 問題事象を可能ないし容易にした機会が存在していたこと（東証スタンダード市場、精密機器）

- 商事事業における仕入先及び販売先との取引条件等に係る協議について、商事事業担当取締役が業務が属人的に帰属しており、第三者がこれをチェックすることができず、不適切な状況が継続することとなった。

◆ 内部統制の機能不全（東証グロース市場、情報・通信業）

- 内部監査については、専任スタッフが長年存在しておらず、2021年から内部監査室長が就任しているが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制も有効に機能していなかった。

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について② (不正リスクに関する認識等)



- 不正リスクに関する意識が希薄であること、会計リテラシーが低いこと等が不適正な会計処理の原因・背景となっていた事案が見られた。特に、役員の不正リスクへの認識が希薄である事案が多く見られた。

不正リスクに関する認識や会計リテラシーが低いこととして、例えば、以下が挙げられる。

- ◆ **役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーが低かったこと（東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業）**

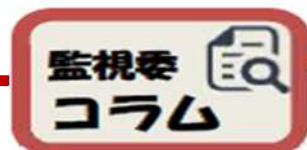
- 当社の社内役員は、原価付替を認識したにもかかわらず、重要な問題として認識せず、財務報告への影響を適切に判断できなかったことから、改善に向けた適正な対応を行わず、また、取締役会や会計監査人への共有を行わなかった。

- ◆ **会計コンプライアンス意識が欠如していたこと及び不適切な取引を容認する企業風土が醸成されていたこと（東証スタンダード市場、精密機器）**

- （商品売買を仮装した）実質金融取引のような不適切な取引につき十分な内部統制（チェック機能・牽制機能等）が図られていない状況であることを前任監査人から指摘されていたにもかかわらず、これを容認するような企業風土が醸成されていた。

- ◆ **元社長らの不正リスクへの意識が希薄であったこと（東証グロース市場、サービス）**

- 元社長らは、当社を起点とする資金循環という異常な支払フローを認識していたにもかかわらず、監査役会に報告し、あるいは取締役会に上程するなどして会計上の問題の有無を検討するなどの対応を行わなかった。



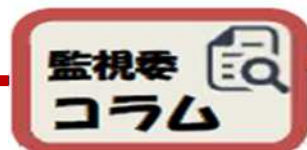
内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？(1/2)

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、十分な内部管理体制を構築できなかったこと
- 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組みを行ってこなかったこと
- 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

次頁に続く



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？(2/2)

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂されています。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

V. 開示の適正確保のためのメッセージ

開示の適正確保のために



- 開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、その会社の取締役会及び監査役会等※が本来の役割を果たしていないなど、ガバナンスの機能不全が認められる。
- 最近の開示検査の中でも、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部管理体制の機能不全などが不適正な会計処理につながった事例が多く見受けられている。

- 取締役会において、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検することが重要。
- 監査役会等は、独立した立場から業務の執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながる。
- 上場会社において、取締役会・監査役会等と、その他の会社経営陣・業務執行部門の方々や会計監査人、投資者等との間で積極的なコミュニケーションを図り、ガバナンスの向上に向けた自律的な取り組みが行われることを期待。

※監査役会等は、監査役会のほか、監査等委員会及び監査委員会並びに各構成員を指す。

証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内



証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X @SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した
問題点等を紹介

- ・ 課徴金事例集（不公正取引編）、開示検査事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

- ・ 証券モニタリング概要・事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不公正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

- ・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

